独立行政法人農畜産業振興機構法案新旧対照条文

○野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三号)(附則第十一条関係)

| _ | ` |
|---|-----|
| | 旁泉 |
| 0 | D |
| | KIS |
| 5 | 'n |
| 1 | t |
| 2 | 攵 |
| Ī | Ε |
| | iß. |
| 5 | 'n |
|) | _ |
| | |

| 罰則(第十八条) | 第五章 維則(第十五条 第十七条) | | |
|----------|--|---|---|
| | 第 五 第 第 第 第 第 第 章 七 六 五 四 三 二 一 章 節 節 節 節 節 節 | 条 第 第 第 第 第 第 第 第 第 5 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 | |
| 罰則(第六十二条 | 節 総則(第十条 第六十一条) 第1111 第11111 第1111 第1111 第1111 第1111 第1111 第1111 第11111 | 野菜供給安定基金 | 現 |

第一章 総則

(目的)

まった。 まった。この法律は、主要な野菜について、一定の生産地域におけ、第一条。この法律は、主要な野菜についての当該生産地域における生産及び出荷の安定等を図り、もつて野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定等を図り、もつて野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定等を図り、もつて野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定をまた。また。この法律は、主要な野菜について、一定の生産地域におけ、第年を、1000円では、1000円で

第四章 指定野菜についての生産者補給金の交付等

削る。)

(生産者補給交付金等の交付)

るため、 う。 Ιţ 者 生産者」という。 る委託関係のある対象野菜の生産者 対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をい (以下「登録出荷団体」という。 (以下「 以下同じ。 指定野菜の価格の著しい低落があつた場合には、その低落が 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。 その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金 登録生産者」という。 の出荷に関し機構が行う登録を受けた出荷団体)及び機構が行う登録を受けた対象野菜の生産)との間に農林水産省令で定め の経営に及ぼす影響を緩和す (以下この項において「 委託

第一章 総則

(目的)

活の安定に資することを目的とする。

活の安定に資することを目的とする。

活の安定に資することを目的とする。

活の安定に資することを目的とする。

活の安定に資することを目的とする。

第四章 野菜供給安定基金

第一節 総則

(目的)

する。 可他野菜の安定的な供給を図るための業務等を行うことを目的と に要約に基づきその確保を要する場合における交付金の交付 があつた場合における生産者補給金の交付、あらかじめ締 第十条 野菜供給安定基金は、指定野菜について、その価格の著し

産者補給金を交付するものとする。を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生

2 前項の生産者補給金の額は、対象野菜の生産条件及び需給事情

ることを旨として、定めるものとする。

その他の経済事情を考慮し、

対象野菜の生産及び出荷の安定を図

(削る。)

(削る。)

(削る。)

第十一条~第十四条の二 (略)

第二節業務

(業務)

第十五条 基金は、次に掲げる業務を行う。

諸定野菜の価格の著しい低落があつた場合において、その低落が対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜が対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜の登録生産者(以下「登録出荷団体」という。)との間に農林水産ばす影響を緩和するため、その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者(以下この号にびする野菜の生産者(以下「登録生産者」という。)との間に農林水産産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金を交付すること。

りあらかじめ締結した契約(対象野菜の供給に係るものであつ

事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところによ

として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の

登録出荷団体又は登録生産者が指定野菜を原料若しくは材料

- 3 -

でであための交付金を交付すること。 一定では、大阪では、これと同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合において、その別に属する指定野菜を確保する必要がある場合において、その別に属する指定野菜を供いまり供給すべき対象野菜に

三 農林水産省令で定める指定野菜の安定的な供給を図るための

四(野菜の安定的な供給を図るための保管施設の設置及び管理) その買入れ、保管及び売渡しを行うこと。

ての助成を行うこと。

(農林水産省令で定める要件に適合するものに限る。) につい供給を図るための業務で第一号又は第二号の業務に準ずるもの供給を図るための業務で第一号又は第二号の業務に準ずるもの (農林水産省令で定める要件に適合するものに限る。) の安定的な 民法第三十四条の規定により設立された法人が行う対象野菜

通若しくは消費の合理化を図るための事業を行うこと。六(前各号に掲げるもののほか、野菜の安定的な供給又はその流

七 前各号の業務に附帯する業務

安定的な供給を図るため特に必要な事業として農林水産省令で定てその出荷を促進するための出荷団体に対する助成その他野菜のな供給を確保することが特に困難であると認められる場合においる基金は、前項の規定により行う業務のほか、指定野菜の安定的

めるものについての助成を行うことができる。

3 需給事情その他の経済事情を考慮し、 第一項第一号の生産者補給金の額は、 対象野菜の生産及び出荷の 対象野菜の生産条件及び

安定を図ることを旨として、 定めるものとする。

4 基金は、 第 項第一号及び第二号に掲げる業務につい ては、

定野菜の種別又は出荷される地域を限定して、

その業務を行つて

はならない。

(出荷団体及び生産者の登録)

第十一条

前条第

(出荷団体及び生産者の登録)

とも一の野菜指定産地の区域の全部をその地区等の全部又は一部 象野菜を出荷する次に掲げる法人その他の団体であつて、少なく 一項の登録を受ける資格を有する出荷団体は、 対 第十六条 少なくとも一の野菜指定産地の区域の全部をその地区等の全部又 Ιţ 対象野菜を出荷する次に掲げる法人その他の団体であつて、 前条第 項第一号の登録を受ける資格を有する出荷団

は一部とするものとする。 ただし、 第三号から第五号までに掲げ

る法人その他の団体にあつては、 農林水産省令で定めるものに限

ಶ್ಠ

その他の団体にあつては、農林水産省令で定めるものに限る。

とするものとする。

ただし、

第三号から第五号までに掲げる法人

一 分 五 (略)

2 野菜を出荷する者であつて、当該対象野菜の作付面積が農林水産 前条第一項第一号の登録を受ける資格を有する生産者は、 対

省令で定める面積に達しているものとする。

3 体又は生産者から同号の登録の申請があつたときは、 がないのに、 基金は、前条第一項第一号の登録を受ける資格を有する出荷団 その登録を拒んではならない。 正当な理由

4 て必要な事項は 前三項に規定するもののほか、 定款で定める。 前条第一項第 号の登録に関

- 5 -

2 出荷する者であつて、 前条第一項の登録を受ける資格を有する生産者は、対象野菜を 当該対象野菜の作付面積が農林水産省令で

一 5 五

略)

定める面積に達しているものとする。

3 生産者から同項の登録の申請があつたときは、 機構は、 前条第一項の登録を受ける資格を有する出荷団体又は 正当な理由がない

(削る。

のに、

その登録を拒んではならない。

(交付金の交付)

第十二条 機構は、登録出荷団体又は登録生産者が指定野菜を原料第十二条 機構は、登録出荷団体又は登録生産者が指定野菜を原料第十二条 機構は、登録出荷団体又は登録生産者に対し、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付するものとする。) に基づき当該同一の種別に属する指定野菜を研究とするものに限る。) に基づき当該同一の種別に属する指定野菜をであって、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めると、ころによりあらかじめ締結した契約(対象野菜の供給に係るものは、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付するものとする。

(業務の条件)

つてはならない。
は、指定野菜の種別又は出荷される地域を限定して、その業務を行第十三条 機構は、第十条及び前条の規定により行う業務について

(法人に対する補助)

費を補助するものとする。 費を補助するものとする。 費を補助するものとする。 費を補助するものとする。 費を補助するものとする。 の安定的な供給を図るための業務を を留令で定めるものに限る。)の安定的な供給を図るための業務を が産省令で定める要件に適合するものに限る。)についてその経 が産省令で定める要件に適合するものに限る。)についてその経 が産省令で定める要件に適合するものに限る。)についてその経 が産省令で定める要件に適合するものに限る。)についてその経 がたまして農林水 が行う対象野菜以外の野菜(指定 の規定により設立された法人が行う対象野菜以外の野菜(指定 の規定により設立された法人が行う対象野菜以外の野菜(指定 の規定によりできる。

第五十九条 第六十二条 第六十一条 第六十条 第五十二条~第五十八条 第四十九条~第五十一条 第四十一条~第四十八条 第三十条~ 第四十条 第二十五条~第二十九条 第十七条~第二十四条 (勧告) (報告の徴収) (権限の委任) 第六章 第五章 第七節 第五節 第三節 第六節 第四節 (略) (略) 第五十条第一項の規定による報告をせず、 (略) 罰則 雑則 補則 設 立 管理 監督 財務及び会計 (略) (略) (略) (略) (略) (略) 若しくは虚

(削る。

(削る。)

(削る。

(削る。

(削る。)

(削る。

第十七条

(略)

(削る。)

2

基金の役員又は基金の代理人、

使用人その他の従業者が、

基金

は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

偽の報告をし、

又は同項の規定による検査を拒み、

妨げ、若しく

第六章

罰則

第十六条

(略)

(報告の徴収)

(権限の委任)

第十五条

(略)

(勧告)

第五章

雑則

(削る。

(削る。)

(削る。

(削る。

(削る。

| | た。 |
|--|------|
| 八条 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし 第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過 | 第十八条 |
| 規定に違反する経 のでである。 対策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を | |
| 四 第十九条の規定に違反して資金を管理し、又は第四十四条の つたとき | |
| 三第十四条第一項の政令の規定に違反して登記をすることを怠 | |
| 業務を行つたとき。 | |
| この法律の規定に基づき基金が行うことができる業務以外の | |
| たとき。 | |
| ければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつ | |
| 一 この法律の規定により農林水産大臣の認可又は承認を受けな | |
| 為をした基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。 | |
| ©。) 第六十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行 | (削る。 |
| ほか、基金に対しても同項の罰金刑を科する。 | |
| の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する | |

○畜産物の価格安定等に関する法律 (昭和三十六年法律第百八十三号) (附則第十二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

| 委託する指定乳製品の生産に関する計画を実施しようとする場合に 委託する指定乳製品の生産に関する計画を実施しようとする場合に6 農林水産大臣は、生乳生産者団体が第一項の認定を受けた他に 6 農林水産大臣は、生乳生産者団体が第一項の認定を受けた他に2~5 (略) | 第六条(略) (指定羽襲品の生産等に関する計画) | | 、畜産及びその関連産業の健全な発達を促進し、あわせて国民の食業一条「この法律は、主要な畜産物の価格の安定を図ることによりな | 的) | 附則 | 第四章 罰則 (第十五条) | 第三章 雑則(第十三条・第十四条) | 二条) | 第二章 主要な畜産物の価格の安定に関する措置(第三条 第十 | 第一章 総則 (第一条・第二条) | 目次 | 畜産物の価格安定に関する法律 | 改正案 |
|---|--------------------------|---|---|----|----|--------------------|----------------------------------|-----|--------------------------------|------------------|----|-----------------|-----|
| 委託する指定乳製品の生産に関する計画を実施しようとする場合に6 農林水産大臣は、生乳生産者団体が第一項の認定を受けた他に2~5 (略) | 第六条(略)(推定羽襲品の生産等に関する計画) | 、 | 業者等の経営に必要な資金の調達を円滑にすることにより、畜産及業一条(この法律は、主要な畜産物の価格の安定を図るとともに乳 | 的 | 附則 | 第五章 罰則 (第十六条・第十七条) | 第四章 雑則(第十四条・第十五条)第三章 債務の保証(第十三条) | | 第二章 主要な畜産物の価格の安定に関する措置 (第三条 第十 | 第一章 総則 (第一条・第二条) | 目次 | 畜産物の価格安定等に関する法律 | 現 |

Ιţ ことができる ついては、 できる。 乳業者に対し、 おいて、 は安定基準価格とし、 4 認定を受けた同項の計画に基づいて保管又は販売をする指定食肉に 2 を安定下位価格で買い入れることができる 第七条 ときは、 の委託に応じないときは、 の機構の指定する場所において買い入れる場合にあつては安定基準 という。)の意見を聞くものとする その生産した指定乳製品(他に委託して生産したものを含む。 (買入れ) 中央卸売市場以外の機構の指定する場所において、買い入れる|より、 機構は、 機構は、 第三条第二項の中央卸売市場において買い入れる場合にあつて 農林水産大臣は (略) 機構が前二項の規定により買い入れる指定食肉の買入れの価格 機構は、 あらかじめ独立行政法人農畜産業振興機構 (以下「機構」 当該計画に係る乳業者が、 当該農業協同組合又は農業協同組合連合会の申込みによ 中央卸売市場において、指定食肉を買い入れることが 農業協同組合又は農業協同組合連合会が前条第三項の その委託に応ずべき旨を命ずることができる。 前条第二項各号の一に該当する者の申込みにより その他の中央卸売市場及び中央卸売市場以外|ては安定基準価格とし、その他の中央卸売市場及び中央卸売市場以 第 項 その生乳生産者団体の申出により、 から第四項までの認定をしようとする 正当な理由がないのにその生産 当該) |り、その生産した指定乳製品 (他に委託して生産したものを含む。 · 格は、 2 第七条 |ときは、あらかじめ事業団の意見を聞くものとする。 おいて、 |外の事業団の指定する場所において買い入れる場合にあつては安定 については、当該農業協同組合又は農業協同組合連合会の申込みに |の認定を受けた同項の計画に基づいて保管又は販売をする指定食肉 7 4 3 当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。 8 生産の委託に応じないときは、 んしてもなお当該計画に係る乳業者が、 れることができる。 ができる。 を安定下位価格で買い入れることができる (買入れ) 農林水産大臣は、 事業団は、 事業団は、 (略) 事業団が前二項の規定により買い入れる指定食肉の買入れの 中央卸売市場以外の事業団の指定する場所において、 第三条第二項の中央卸売市場において買い入れる場合にあつ 事業団は、 農畜産業振興事業団(以下「事業団」という。 中央卸売市場において、指定食肉を買い入れること 農業協同組合又は農業協同組合連合会が前条第三項 前条第二項各号の一に該当する者の申込みに 第一項から第四項までの認定をしようとする その生乳生産者団体の申出により、 正当な理由がないのにその があつせ 買い入

価格を基準として政令で定めるところにより算出される額とする。

5 の規定による生乳生産者団体からの買入れ又は第三項の規定による 機構は、 指定乳製品又は指定食肉の買入れについては、第一項 5 ಶ್

買入れを優先的に行うものとする

ときは、 するおそれがあると認められる場合において、 貴を抑制するために必要な数量の当該指定乳製品を保管していない 機構は、 指定乳製品の価格が安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴 その必要の限度において、 輸入に係る当該指定乳 機構がその価格の騰

(売渡し)

製品を買い入れることができる。

第九条 機構は、 指定乳製品又は指定食肉の価格が安定上位価格を

で定めるところにより、 その保管する指定乳製品又は指定食肉を、

の方法によることが著しく不適当であると認められる場合において|つては中央卸売市場において、 政令で定めるところにより、

ことができる

機構は、 次の場合には、 政令で定めるところにより、 原料

方法で、 その保管する指定乳製品又は指定食肉を売り渡すことがで

きる。

|基準価格を基準として政令で定めるところにより算出される額とす

事業団は、 指定乳製品又は指定食肉の買入れについては 第

項の規定による生乳生産者団体からの買入れ又は第三項の規定に

る買入れを優先的に行なうものとする。

第八条 指定乳製品の価格が安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴

するおそれがあると認められる場合において、 事業団がその価格

騰貴を抑制するために必要な数量の当該指定乳製品を保管してい

度において、 いときは、 事業団は、 輸入に係る当該指定乳製品を買い入れることができる 農林水産大臣の承認を受けて、 その必要の限

(売渡し)

超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合は、政令 第九条 事業団は、 指定乳製品又は指定食肉の価格が安定上位価格

を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合は、 政

指定乳製品にあつては一般競争入札の方法により、指定食肉にあつ|令で定めるところにより、その保管する指定乳製品又は指定食肉を

ては中央卸売市場において、売り渡すものとする。ただし、これら|、指定乳製品にあつては一般競争入札の方法により、 売り渡すものとする。 指定食肉にあ ただし、

随意契約その他の方法で売り渡す|らの方法によることが著しく不適当であると認められる場合にお

ては、 政令で定めるところにより、 農林水産大臣の承認を受けて、

随意契約その他の方法で売り渡すことができる

乳及び指定乳製品又は指定食肉の時価に悪影響を及ぼさないような |林水産大臣の承認を受けて、 第十条 事業団は、 次の場合には、政令で定めるところにより、 原料乳及び指定乳製品又は指定食肉の

時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品

一 その保管する指定乳製品又は指定食肉の保管期間が農林水産省 定める数量を超えるに至つた場合 銭で清算するものとする。 低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合は、これらを同一 第十二条 第九条の規定による売渡しをしないものとする 第十一条 令で定める期間を超えるに至つた場合 の規格及び数量の指定乳製品又は指定食肉と交換することができる|の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合は、これらを同 この場合において、 三 (略) — 分 五 (交換) (買入れ又は売渡しをしない場合) その保管する指定乳製品又は指定食肉の数量が農林水産省令で|又は指定食肉を売り渡すことができる。 削る。 機構は、その保管する指定乳製品又は指定食肉の品質の 機構は、次の場合には、第七条の規定による買入れ又は (略) その価額が等しくないときは、その差額を金|一の規格及び数量の指定乳製品又は指定食肉と交換することができ 第十二条 |定める数量をこえるに至つた場合 金銭で清算するものとする。 は第九条の規定による売渡しをしないものとする。 令で定める期間をこえるに至つた場合 する場合は、 手形の割引を受けることにより、 第十三条 第十一条 一 その保管する指定乳製品又は指定食肉の保管期間が農林水産省 から次に掲げる資金の貸付けを受け、 (交換) (買入れ又は売渡しをしない場合) (債務の保証) _ 5 五 この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を その保管する指定乳製品又は指定食肉の数量が農林水産省令で 生乳の購入又は処理若しくは加工に必要な資金 (設備の新設 (略) 第三章 事業団は、 事業団は、その保管する指定乳製品又は指定食肉の品質 (略) 事業団は、 当該債務について保証することができる。 債務の保証 乳業者である出資者が銀行その他の金融機関 次の場合には、 当該金融機関に対して債務を負担 又は当該資金に充てるために 第七条の規定による買入れ又

| | (削る。) |
|----------------------------------|--------------------------------|
| ればならない。 | l'i |
| 第十四条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなけ | 産省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならな |
| (財務大臣との協議) | 第十三条 農林水産大臣は、第六条第五項又は第十条各号の農林水 |
| 第四章 雑則 | (財務大臣との協議) |
| て保証することができる。 | 第三章 雑則 |
| り、当該金融機関に対して債務を負担する場合は、当該債務につい | |
| 金の額の範囲内で、銀行その他の金融機関から借り受けることによ | |
| に要する資金を貸し付けるために必要な資金を、当該生乳の販売代 | |
| 販売代金の支払いを受けるまでの間において必要とする生乳の生産 | |
| の構成員たる生乳の生産者に対して当該生産者が乳業者から生乳の | |
| 3 事業団は、生乳生産者団体である出資者が、その直接又は間接 | |
| 場合は、当該債務について保証することができる。 | |
| から借り受けることにより、当該金融機関に対して債務を負担する | |
| 掲げる資金を貸し付けるために必要な資金を銀行その他の金融機関 | |
| たる農業協同組合連合会若しくは農業協同組合に対して前項各号に | |
| ものが、その組合員たる乳業者又はその直接若しくは間接の構成員 | |
| 2 事業団は、出資者で第六条第二項第二号又は第三号に該当する | |
| 要な資金 | |
| 三の乳業の経営を合理化するため必要な設備の新設又は改良に必 | |
| 必要な資金(設備の新設又は改良に必要な資金を除く。) | |
| 二 前号に掲げる資金のほか、乳製品の保管その他乳業の経営に | |
| 又は改良に必要な資金を除く。) | |

| 二十万円以下の過料に処する。 | |
|--|-----------|
| けなかったときは、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、 | |
| 産大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受 | |
| 第十七条の規定により農林水田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田 | |
| 2 (略) | (削る。) |
| 第十六条(略) | 2 (略) |
| 第五章 罰則 | 第十五条 (略) |
| 2 · 3 (略) | 第四章 罰則 |
| 第十五条 (略) | 2 · 3 (略) |
| (報告及び検査) | 第十四条 (略) |
| 二 第十条の承認をしようとするとき。 | (報告及び検査) |
| とき。 | (削る。) |
| 第六条第五項又は第十条各号の農林水産省令を定めようとする | |

| • | |
|---------------------------------|-----------------------------------|
| みに対する事業団の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす | みに対する機構の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。 |
| 項の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込 | 項の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込 |
| 3 指定糖についての関税法第七十条の規定の適用については、前 | 3 指定糖についての関税法第七十条の規定の適用については、前 |
| 告の前に、売渡申込書を事業団に提出してしなければならない。 | 告の前に、売渡申込書を機構に提出してしなければならない。 |
| 2 前項の規定による指定糖の売渡しは、当該指定糖に係る輸入申 | 2 前項の規定による指定糖の売渡しは、当該指定糖に係る輸入申 |
| る場合は、この限りでない。 | 令で定める場合は、この限りでない。 |
| 条の規定により関税が免除されるものである場合その他政令で定め |)第十四条の規定により関税が免除されるものである場合その他政 |
| に係る指定糖が関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十四 | 輸入申告に係る指定糖が関税定率法(明治四十三年法律第五十四号 |
| 」という。) に売り渡さなければならない。ただし、その輸入申告 | 下「機構」という。) に売り渡さなければならない。ただし、その |
| 、その輸入申告に係る指定糖を農畜産業振興事業団(以下「事業団 | 、その輸入申告に係る指定糖を独立行政法人農畜産業振興機構(以 |
| 化目標価格に満たない額であるときは、政令で定めるところにより | 化目標価格に満たない額であるときは、政令で定めるところにより |
| の時について適用される次条の粗糖の平均輸入価格が国内産糖合理 | の時について適用される次条の粗糖の平均輸入価格が国内産糖合理 |
| 所有者。以下「指定糖輸入申告者等」という。) は、その輸入申告 | 所有者。以下「指定糖輸入申告者等」という。) は、その輸入申告 |
| 際その輸入申告に係る指定糖の所有者でない場合にあつては、その | 際その輸入申告に係る指定糖の所有者でない場合にあつては、その |
| (以下「輸入申告」という。)をする者(その者が当該輸入申告の | (以下「輸入申告」という。)をする者(その者が当該輸入申告の |
| 定糖」という。)につき関税法第六十七条の規定による輸入の申告 | 定糖」という。)につき関税法第六十七条の規定による輸入の申告 |
| の他の砂糖以外の糖とを混合した糖で政令で定めるもの (以下「指 | の他の砂糖以外の糖とを混合した糖で政令で定めるもの(以下「指 |
| 第五条 粗糖その他の政令で定める種類の砂糖又は砂糖とぶどう糖そ | 第五条 粗糖その他の政令で定める種類の砂糖又は砂糖とぶどう糖そ |
| (輸入に係る指定糖の事業団への売渡し) | (輸入に係る指定糖の機構への売渡し) |
| 現 | 改正案 |
| | |

第七条 3 2 3 2 4 第九条 第八条 保を提供させることができる。 の履行を確保するため必要な範囲内で、 当たつて、当該売渡しをする者に対し、 条件を付することができる。 る者がその売渡しに係る指定糖を買い戻さなければならない旨の 機構の買入れの価格は、 次に掲げるとおりとする。 規定による指定糖の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをす 者に対し、その指定糖を売り戻さなければならない。 (輸入に係る指定糖の買入れの価格 (輸入に係る指定糖の売戻しの価格 一・二 (略) (輸入に係る指定糖の売戻し) •二 (略) 政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務 機構は、第五条第一項の規定による指定糖の売渡しを受けるに 第一項第一号八の農林水産大臣の定める額は、 機構は、 前項の機構の承諾に関し必要な事項は、 (略) 前条第一項の規定による機構の指定糖の売戻しの価格は、 機構は、第五条第一項の規定による指定糖の売渡しをした 第五条第 前項の規定による売戻しをするため、第五条第一項の 一項の規定による売渡しに係る指定糖についての 次に掲げるとおりとする 保証金、証券その他の担 前項の条件を付するほか 政令で定める。 第十二条第一項 3 第七条 3 2 第八条 第九条 4 2 か する者がその売渡しに係る指定糖を買い戻さなければならない旨 務の履行を確保するため必要な範囲内で、 に当たつて、当該売渡しをする者に対し、 の規定による指定糖の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しを 担保を提供させることができる。 の条件を付することができる た者に対し、その指定糖を売り戻さなければならない。 事業団の買入れの価格は、 (輸入に係る指定糖の買入れの価格 (輸入に係る指定糖の売戻しの価格 ·二 (略) (輸入に係る指定糖の売戻し) ·二 (略) 次に掲げるとおりとする。 事業団は、第五条第一項の規定による指定糖の売渡しを受ける 事業団は、 前項の事業団の承諾に関し必要な事項は、 第一項第一号八の農林水産大臣の定める額は、 (略) 政令で定めるところにより、 事業団は、第五条第一項の規定による指定糖の売渡しを 第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖につい 前条第一項の規定による事業団の指定糖の売戻しの価格は 前項の規定による売戻しをするため、第五条第一項 次に掲げるとおりとする。 当該条件による買戻しに係る債 保証金、 前項の条件を付するほ 政令で定める。 第十二条第一項 証券その他の ての

機構の売戻しの価格に換算した額を限度として、定めるものとす得た額を、政令で定めるところにより輸入に係る粗糖についての第二号に掲げる数量で除して得た数を第三号に掲げる額に乗じての期間ごとにその各期間を適用期間とし、第一号に掲げる数量を

వ్త

4 (略) (略)

(買入れ及び売戻しの価格の減額

めるところにより、当該指定糖につき買入れ及び売戻しの価格をし前に変質したものである場合には、機構は、農林水産省令で定計弁条の第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖が当該売渡り

(異性化糖等の機構への売渡し)

減額することができる

同じ。)に満たない額であるときは、 性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。 格(国内産糖合理化目標価格を政令で定めるところにより標準異 れる次条第一項の異性化糖の平均供給価格が異性化糖調整基準価 の製造場から移出する場合においてその移出の時について適用さ き当該移出の時について適用される平均輸入価格が国内産糖合理 機構に売り渡さなければならない。 化目標価格に満たない額である場合であり、 (以下「異性化糖製造者」という。)は、 農林水産省令で定める施設により異性化糖を製造する者 ただし、 その移出に係る異性化糖を 製造した異性化糖をそ 輸入に係る粗糖につ かつ、当該移出の時 以下

事業団の売戻しの価格に換算した額を限度として、定めるものと得た額を、政令で定めるところにより輸入に係る粗糖についての第二号に掲げる数量で除して得た数を第三号に掲げる額に乗じての期間ごとにその各期間を適用期間とし、第一号に掲げる数量を

する。

|〜三 (略)

4 (略)

(買入れ及び売戻しの価格の減額

(異性化糖等の事業団への売渡し)

第十一条 理化目標価格に満たない額である場合であり、 事業団に売り渡さなければならない。 性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。 格(国内産糖合理化目標価格を政令で定めるところにより標準異 れる次条第一項の異性化糖の平均供給価格が異性化糖調整基準価 の製造場から移出する場合においてその移出の時について適用さ つき当該移出の時について適用される平均輸入価格が国内産糖合 同じ。)に満たない額であるときは、 (以下「異性化糖製造者」という。)は、 農林水産省令で定める施設により異性化糖を製造する者 その移出に係る異性化糖を ただし、 製造した異性化糖をそ かつ、当該移出の 輸入に係る粗糖に 以下

について適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出のについて適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出のについて適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出のについて適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該多出のについて適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該多出のについて適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出のについて適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出のについて適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出のについて適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出のについて適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出のについて適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出のについて適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出のについて適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出のについて適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出のについて適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出のについて適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出のについて適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出のについて適用される場合に対して適用される場合に対します。

入申告に係る異性化糖等を機構に売り渡さなければならない。 は、その輸入申告の時について適用される次条第一項の異性化糖 は、その輸入申告の時について適用される次条第一項の異性化糖 の平均供給価格が異性化糖調整基準価格に満たない額であるとき の平均供給価格が異性化糖調整基準価格に満たない額であるとき は、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、その輸入申告 という。)に 2

一・二 (略)

3 5

略)

する機構の売戻しの価格が変動する場合」と、「改定することが改定により輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号に規定いて準用する。この場合において、同条第三項中「海外における6 第六条第二項から第四項までの規定は、異性化糖標準価格につ

場合は、この限りでない。場合は、この限りでない。場合は、この限りでない。場合は、この限りでない。関連という。以下同じ。 を超えるの時について適用される異性化糖標準価格 (第六条第一項の政令に係る粗糖についての第九条第一項第一号に規定する事業団の売に係る粗糖についての第九条第一項第一号に規定する事業団の売に係る粗糖についての第九条第一項第一号に規定する事業団の売に係る粗糖について適用される異性化糖標準価格 (第六条第一項の政令の時について適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出時について適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出

一・二 (略)

する事業団の売戻しの価格が変動する場合」と、「改定すること改定により輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号に規定いて準用する。この場合において、同条第三項中「海外におけるる)を、(略)

る場合における当該期間を除く。)」と読み替えるものとする。 期間とする平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格以上の額であ 性化糖標準価格の決定に関する」と、「政令で定める期間」とあ るのは「第六条第一項の政令で定める期間 第四項中「第一項の」とあるのは「第十一条第一項ただし書の異 できる」とあるのは「併せて改定しなければならない」と、 (当該期間をその適用 同条

7 ばならない 製造場から移出する前に、 項の規定による異性化糖の売渡しは、 売渡申込書を機構に提出してしなけれ 当該異性化糖をその 7

らない。 係る輸入申告の前に、 第二項の規定による異性化糖等の売渡しは、 売渡申込書を機構に提出してしなければな 当該異性化糖等に 8

9 該申込みに対する機構の承諾に関し必要な事項は、 前二項の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当 政令で定める

10 { 12 略

(異性化糖等の買入れの価格

第十三条 平均供給価格 Ŕ 下「国内産異性化糖」という。)についての機構の買入れの価格 産省令で定める規格の区分に応じて、 当該国内産異性化糖の移出の時について適用される異性化糖 第十一条第一項の規定による売渡しに係る異性化糖 (以 (標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、 当該異性化糖平均供給価格 農林水

ができる」とあるのは 用期間とする平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格以上の額で 異性化糖標準価格の決定に関する」と、 条第四項中「第一項の」とあるのは「第十一条第一項ただし あるのは「第六条第一項の政令で定める期間(当該期間をその適 ある場合における当該期間を除く。)」と読み替えるものとする 「併せて改定しなければならない」と、 「政令で定める期間」 ع 同

製造場から移出する前に、 ればならない 第一項の規定による異性化糖の売渡しは、 売渡申込書を事業団に提出してしなけ 当該異性化糖をその

係る輸入申告の前に、 ならない 第二項の規定による異性化糖等の売渡しは、 売渡申込書を事業団に提出してしなければ 当該異性化糖等に

9 該申込みに対する事業団の承諾に関し必要な事項は、 前二項の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当 政令で定め

ಶ್

10 { 12 略

(異性化糖等の買入れの価格)

第十三条 格は、 糖平均供給価格(標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、 下「国内産異性化糖」という。)についての事業団の買入れの価 水産省令で定める規格の区分に応じて、 当該国内産異性化糖の移出の時について適用される異性化 第十一条第一項の規定による売渡しに係る異性化糖 当該異性化糖平均供給価 **(**以

一•二 (略)

(異性化糖等の売戻し)

ばならない。 糖等の売渡しをした者に対し、その異性化糖等を売り戻さなけれ第十四条 機構は、第十一条第一項又は第二項の規定による異性化

2 (略)

(異性化糖等の売戻しの価格)

第十五条 前条第一項の規定による機構の異性化糖等の売戻しの価 第十

格は、次に掲げるとおりとする。

一〜三 (略)

は、前条第一項の規定による機構の異性化糖等の売戻しの価格はある場合であり、かつ、次の各号に掲げる場合に該当する場合に糖の移出又は輸入申告の時について適用される輸入に係る粗糖に2 前項の規定にかかわらず、同項各号の異性化糖又は混合異性化2

、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

得た額)とする。格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して

及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額とする。に掲げる区分に応じ、それぞれ、当該各号に掲げる額から消費税化糖」という。)又は混合異性化糖(以下「輸入混合異性2 第十一条第二項の規定による売渡しに係る異性化糖(以下「輸

·二 (略)

(異性化糖等の売戻し)

| 化糖等の売渡しをした者に対し、その異性化糖等を売り戻さなけ||第十四条|||事業団は、第十一条第一項又は第二項の規定による異性

2 (略)

ればならない

(異性化糖等の売戻しの価格)

|第十五条||前条第一項の規定による事業団の異性化糖等の売戻しの

価格は、次に掲げるとおりとする。

| 〜 三 (略)

_ ≤ = (略)

3 •

略)

(輸入に係る異性化糖等の買入れ及び売戻しの価格の減額

省令で定めるところにより、 当該売渡し前に変質したものである場合には、 戻しの価格を減額することができる 第十一条第二項の規定による売渡しに係る異性化糖等が 当該異性化糖等につき買入れ及び売 機構は、 農林水産

(異性化糖の移出の制限

をすべき異性化糖を、 異性化糖製造者は、 機構に売り渡し、 第十一条第一項の規定による売渡し かつ、 機構から買い戻し

(交付金の交付

た後でなければ、

移出してはならない。

第十九条 糖であつて、 条第一項に規定する地域内指定製造施設により製造された国内産 農林水産大臣が定める価格をいう。 おいて生産された甘味資源作物で最低生産者価格(てん菜及びさ 国内産糖(同法第四条第一項に規定する生産振興地域の区域内に 国内産糖製造事業者をいう。 造事業者 (甘味資源特別措置法第十八条第一項に規定する地域内 でその生産者から買い入れられたものを原料として、同法第十五 とうきびごとにその生産者販売価格の最低基準となるものとして 機構は、 農林水産省令で定める種類、 政令で定めるところにより、 以下同じ。) に対し、その製造する 以下同じ。)を下らない価格 規格及び生産年のもの 地域内国内産糖製

に限る。

第二十一条第一項において同じ。) につき、交付金を交

<u>√</u> <u>≡</u> (略)

3 (略)

輸入に係る異性化糖等の買入れ及び売戻しの価格の減額

第十六条 当該売渡し前に変質したものである場合には、 産省令で定めるところにより、 売戻しの価格を減額することができる 第十一条第二項の規定による売渡しに係る異性化糖等が 当該異性化糖等につき買入れ及び 事業団は、 農林水

(異性化糖の移出の制限

第十七条 をすべき異性化糖を、 戻した後でなければ、 異性化糖製造者は、 移出してはならない 事業団に売り渡し、 第十一条第一項の規定による売渡し かつ、 事業団から買い

(交付金の交付)

第十九条 産糖であつて、 格でその生産者から買い入れられたものを原料として、 て農林水産大臣が定める価格をいう。 さとうきびごとにその生産者販売価格の最低基準となるものとし 製造事業者(甘味資源特別措置法第十八条第一 のに限る。 五条第一項に規定する地域内指定製造施設により製造された国内 において生産された甘味資源作物で最低生産者価格 (てん菜及び る国内産糖(同法第四条第一項に規定する生産振興地域の区域内 内国内産糖製造事業者をいう。以下同じ。) に対し、 事業団は、 第二十一条第一項において同じ。 農林水産省令で定める種類、 政令で定めるところにより、 以下同じ。)を下らない価)につき、交付金を 規格及び生産年のも 項に規定する地域 地域内国内産糖 その製造す 同法第十

付するものとする。

(交付金の金額)

第二十一条 (略)

て、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を2.交付金の単価は、農林水産省令で定める国内産糖の種類に応じっ

基準として、農林水産大臣が定める。

一 (略)

を参酌して算出される額戻しの価格を基礎として算出される額を基準とし、砂糖の市価糖につき第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売工。政令で定めるところにより、平均輸入価格又は輸入に係る粗

3・4 (略)

(輸入に係る指定糖及び異性化糖等の売戻しの価格の特例)

おそれがあると認めるときは、その事態に対処するため、機構にに係る粗糖についての交付金の単価が砂糖の市価を参酌して定めるととされていることからみて、機構の行う国内産糖についての交付金の単価が砂糖の市価を参酌して定めることとされていることからみて、機構の行う国内産糖(国内産糖の売戻しの価格を政令で定めるところにより精製糖(国内産糖第二十二条、農林水産大臣は、砂糖の市価が平均輸入価格又は輸入第二十二条、農林水産大臣は、砂糖の市価が平均輸入価格又は輸入

対し、

次条第一項及び第二十四条第一項に規定する売戻しの価格

交付するものとする。

(交付金の金額)

第二十一条 (略)

基準として、農林水産大臣が定める。

(略)

売戻しの価格を基礎として算出される額を基準とし、砂糖の市糖につき第九条第一項第一号の規定により定められる事業団の二 政令で定めるところにより、平均輸入価格又は輸入に係る粗

3・4 (略)

価を参酌して算出される額

(輸入に係る指定糖及び異性化糖等の売戻しの価格の特例)

第二十二条 ずるおそれがあると認めるときは、 業団に対し、次条第一項及び第二十四条第一 り国内産糖についての交付金の単価が砂糖の市価を参酌して定め 又は推移するおそれがある場合において、 糖を除く。以下同じ。)の価格に換算した額を下回つて推移し、 業団の売戻しの価格を政令で定めるところにより精製糖 (国内産 ての交付金の交付の業務の適正円滑な運営に支障が生じ、 ることとされていることからみて、 に係る粗糖につき第九条第一項第一号の規定により定められる事 農林水産大臣は、 砂糖の市価が平均輸入価格又は輸入 その事態に対処するため、 事業団の行う国内産糖につい 前条第二項の規定によ 一項に規定する売戻し 又は生

るものとする。により売戻しをすべきことを指示するとともに、その旨を告示す

2 (略)

第二十三条 条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定に る砂糖の数量等)を基礎として農林水産省令で定めるところによ 糖の輸入数量等(混合糖にあつては、 められる場合において、 省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び機構 により粗糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産 ては、 度を区分した期間における指定糖の売渡申込数量 (混合糖にあつ 第九条第 よる告示が行われる日までの間における機構の売戻しの価格は、 り農林水産大臣が定める数量をその者及び機構に通知したときは に通知した数量(その数量によることが著しく不適当であると認 戻しに係る混合糖に含まれる砂糖の数量)を政令で定めるところ 条第一項の規定による売戻しの数量(混合糖にあつては、 を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計し 該申込みの日の属する農林水産省令で定めるところにより砂糖年 あつた場合において、 た数量が通常年のその者に対する当該期間における指定糖の第八 当該数量)を超えるときは、 当該売渡しの申込みに係る混合糖に含まれる砂糖の数量) 項の規定にかかわらず、 第五条第一項の規定による指定糖の売渡しの申込みが その申込みをした指定糖輸入申告者等の当 通常年のその者の当該期間における指定 その超える数量に係る指定糖の前 同項に規定する売戻しの価格 輸入に係る混合糖に含まれ 当該売

の価格により売戻しをすべきことを指示するとともに、その旨を

2 (略)

告示するものとする

第二十三条 きは、 格は、 認められる場合において、通常年のその者の当該期間における指 団に通知した数量(その数量によることが著しく不適当であると 省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び事業 定による告示が行われる日までの間における事業団の売戻しの の前条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規 より農林水産大臣が定める数量をその者及び事業団に通知したと れる砂糖の数量等)を基礎として農林水産省令で定めるところに により粗糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産 条第一項の規定による売戻しの数量 を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計し ては、当該売渡しの申込みに係る混合糖に含まれる砂糖の数量) 度を区分した期間における指定糖の売渡申込数量 (混合糖にあつ 該申込みの日の属する農林水産省令で定めるところにより砂糖年 定糖の輸入数量等(混合糖にあつては、 戻しに係る混合糖に含まれる砂糖の数量) を政令で定めるところ た数量が通常年のその者に対する当該期間における指定糖の第八 あつた場合において、その申込みをした指定糖輸入申告者等の当 当該数量)を超えるときは、 第九条第一項の規定にかかわらず、 第五条第一項の規定による指定糖の売渡しの申込みが その超える数量に係る指定糖 (混合糖にあつては、 輸入に係る混合糖に含ま 同項に規定する売戻し 当該売

に、政令で定めるところにより砂糖(輸入に係る指定糖たる混合に、政令で定めるところにより砂糖(輸入に係る指定糖の輸入申告の日の属する砂糖年度について農る数量に係る指定糖の輸入申告の日の属する砂糖年度について農る数量に係る指定糖の輸入申告の日の属する砂糖年度について農た額)に農林水産省令で定めるところにより砂糖(輸入に係る指定糖たる混合して得た額)を加えて得た額とする。

2 前項に規定する農林水産大臣の通知は、前条第一項の規定によった。の規定による告示が行われる日までに開始する前項の期間にあり、当該期間の初日前三日まで)に(農林水産省令で定める場合では、当該期間の初日前三日まで)に(農林水産省令で定める日以後当該申込みをしたものについては、当該申込みの後遅滞なく)しなければならない。 2 前項に規定する農林水産大臣の通知は、前条第一項の規定によった。

ろにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量が通流中込数量(混合異性化糖にあつては、当該売渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした者の当第二十四条 第十一条第一項又は第二項の規定による異性化糖等の

の価格に、政令で定めるところにより砂糖(輸入に係る指定糖たの価格に、政令で定めるところにより砂糖(輸入に係る指定糖の市る混合糖に含まれる砂糖を含む。)の供給数量の増加が砂糖の市に応じて、当該額(混合糖にあつては、当該混合糖に含まれる砂糖を含む。)の供給数量の増加が砂糖の市に応じて、当該額(混合糖にあつては、当該額に対策の利定糖にあつては、そいて農林水産大臣が定める額(粗糖以外の指定糖にあつては、そいて農林水産大臣が定める額(粗糖以外の指定糖にあつては、そいで得た額)に農林水産省令で定めるところにより砂糖(輸入に係る指定糖たの価格に、政令で定めるところにより砂糖(輸入に係る指定糖たの価格に、政令で定めるところにより砂糖(輸入に係る指定糖たの価格に、政令で定めるところにより

(略)

3

略)

るにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量が通流中込数量(混合異性化糖にあつては、当該売渡しの申込みに係該申込みの日の属する前条第一項の期間における異性化糖等の売該申込みの日の属する前条第一項の期間における異性化糖等の売第二十四条 第十一条第一項又は第二項の規定による異性化糖等の

きは、 に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を加えて得た額とする。 これらの規定に規定する売戻しの価格に、 により農林水産大臣が定める数量をその者及び機構に通知したと 等(混合異性化糖にあつては、 当該期間における異性化糖の製造数量又は異性化糖等の輸入数量 売戻しに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量) を政令で 常年のその者に対する当該期間における異性化糖等の第十四条第 戻しの価格は、 第二項の規定による告示が行われる日までの間における機構の売 糖等の第二十二条第一項の規定による告示が行われた日から同条 る異性化糖の数量等) を基礎として農林水産省令で定めるところ 定めてその者及び機構に通知した数量(その数量によることが著 た数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が しく不適当であると認められる場合において、通常年のその者の 定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計し 一項の規定による売戻しの数量(混合異性化糖にあつては、当該 当該数量)を超えるときは、その超える数量に係る異性化 第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、 輸入に係る混合異性化糖に含まれ 次の各号に掲げる区分 常年のその者に対する当該期間における異性化糖等の第十四条第 る区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を加えて得た額とす

るූ

\<u>\</u>
\(\equiv \) (略)

(略

2

(略)

2

\<u>\</u>
\(\equiv \)

(略)

らず、これらの規定に規定する売戻しの価格に、 同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における事業 れる異性化糖の数量等)を基礎として農林水産省令で定めるとこ 著しく不適当であると認められる場合において、 団の売戻しの価格は、 性化糖等の第二十二条第一項の規定による告示が行われた日から たときは、当該数量)を超えるときは、 ろにより農林水産大臣が定める数量をその者及び事業団に通知し 量等(混合異性化糖にあつては、 定めてその者及び事業団に通知した数量 (その数量によることが 定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計し 売戻しに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量) を政令で の当該期間における異性化糖の製造数量又は異性化糖等の輸入数 た数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が 一項の規定による売戻しの数量(混合異性化糖にあつては、

輸入に係る混合異性化糖に含ま

通常年のその者

その超える数量に係る異

第十五条第一項及び第二項の規定にかかわ

次の各号に掲げ

| 合には、生糸の時価に悪影響を及ぼさない方法によつて、輸入に 場合には、農林水産大臣の承認を平第四条 機構は、前条第一項に規定する場合のほか、次に掲げる場 第四条 事業団は、前条第一項に規定の | | らない。ただし、生糸の需要を確保するためやむを得ないと認め ならない。ただし、生糸の需要を確 の買入れ及び保管に要する費用の額を加えて得た額を下つてはな その買入れ及び保管に要する費用の | 、機構による当該輸入によつて保有する生糸の買入れの価格にそ 、事業団による当該輸入によつて保2 前項の規定による輸入によつて保有する生糸の売渡しの価格は 2 前項の規定による輸入によつて保 | すことができる。 | 争入札その他の方法で売り渡すことができる。 | 換えによつて機構が保有する生糸を含む。以下「輸入によつて保 糸 (第六条第一項の規定による買換 | 大臣の承認を受け | し又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、前条の規定 貴し又は騰貴するおそれがあると認 第三条 機構は 国内において集造された生糸の何格力著しく騰貴 第三条 事業団は 国内において集造 | | 。 は、農林水産大臣の承認を受けて、生糸を輸入することができる 水産大臣の承認を受けて、生糸を輸入することができる 水産大臣の承認を受けて、生糸を輸 | 第二条 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。) 第二条 農畜産業振興事業団(以下「事業団」(機構による生糸の輸入) | 改 正 案 現 |
|---|-----------------------|--|--|----------|--|---|-----------------------|---|--------------------------------|--|--|---------|
| 産大臣の承認を受けて、生糸の時価に悪影響を前条第一項に規定する場合のほか、次に掲げる。 | て事業団が農林水産大臣の承認を受けたときは | 、生糸の需要を確保するためやむを得ないと認言に要する費用の額を加えて得た額を下つては「 | 該輸入によつて保有する生糸の買入れの価格にる輸入によつて保有する生糸の売渡しの価格は | | により、一般競争入札その他の方法で売り渡輸入によつて保有する生糸」という。)を、 | の規定による買換えによつて事業団が保有する | て、前条の規定による輸入によつて保有する生 | おそれがあると認められる場合には、農林水産国内において製造された生糸の個権力著しく臘 | (現場にし) 「日本の一番がいる」、 (場) 「おの売渡し) | 受けて、生糸を輸入することができる。 | 以下「事業団」という。)は、農林 | 行 |

| 著しい損失を生ずるおそれがある場合において、必要があるとき | しい損失を生ずるおそれがある場合において、必要があるときは |
|--------------------------------|------------------------------------|
| 第六条 事業団は、輸入によつて保有する生糸の品質の低下により | 第六条 機構は、輸入によつて保有する生糸の品質の低下により著 |
| (輸入によつて保有する生糸の買換え) | (輸入によつて保有する生糸の買換え) |
| 〜三 (略) | ->三 (略) |
| による売渡しをしないものとする。 | よる売渡しをしないものとする。 |
| 第五条 事業団は、次の各号の一に該当するときは、第三条の規定 | 第五条 機構は、次の各号の一に該当するときは、第三条の規定に |
| (輸入によつて保有する生糸の売渡しをしない場合) | (輸入によつて保有する生糸の売渡しをしない場合) |
| 営む者に対する売渡しを優先的に行うものとする。 | る売渡しを優先的に行うものとする。 |
| 林水産大臣の承認を受けて定める価格で売り渡す場合には、絹業を | 札以外の方法により生糸を売り渡す場合には、絹業を営む者に対す |
| 4 事業団は、第一項第二号の規定による売渡しについて前項の農 | 4 機構は、第一項第二号の規定による売渡しについて 般競争入 |
| 認を受けて定める。 | |
| び保管に要する費用の額を勘案して、事業団が農林水産大臣の承 | |
| 有する生糸の種類、繊度及び品位、買入れの価格並びに買入れ及 | して、機構が定める。 |
| 渡しの目的、生糸の時価及び需給事情並びに当該輸入によつて保 | 品位、買入れの価格並びに買入れ及び保管に要する費用の額を勘案 |
| 認を受けた算定方法により予定価格を定めるときを除き、当該売 | び需給事情並びに当該輸入によつて保有する生糸の種類、繊度及び |
| により生糸を売り渡す場合においてあらかじめ農林水産大臣の承 | より生糸を売り渡す場合を除き、当該売渡しの目的、生糸の時価及 |
| は、同項第二号の規定による売渡しについて一般競争入札の方法 | は、同項第二号の規定による売渡しについて一般競争入札の方法に |
| 3 第一項の規定による輸入によつて保有する生糸の売渡しの価格 | 3 第一項の規定による輸入によつて保有する生糸の売渡しの価格 |
| 正な数量を超えている場合に限り、することができる。 | な数量を超えている場合に限り、することができる。 |
| 2 前項の規定による売渡しは、事業団の保有する生糸の数量が適 | 2 前項の規定による売渡しは、機構の保有する生糸の数量が適正 |
| 一·二 (略) | 一・二 (略) |
| ことができる。 | |
| 及ぼさない方法によつて、輸入によつて保有する生糸を売り渡す | よつて保有する生糸を売り渡すことができる。 |

、予算の範囲内において、これを同一の種類及び数量の生糸に買

い換えることができる。

2 (略)

(輸入に係る生糸の機構への売渡し)

である場合は、この限りでない。

の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込み3 生糸についての関税法第七十条の規定の適用については、前項前に、売渡申込書を機構に提出してしなければならない。2 前項の規定による生糸の売渡しは、当該生糸に係る輸入申告の

| 4 前項の機構の承諾に関し必要な事項は、政令で定める。

に対する機構の承諾は、

同条第一項の許可、

承認等とみなす。

(輸入に係る生糸の買入れの価格)

の買入れの価格は、当該生糸について輸入申告をすべき価格とす第八条 前条第一項の規定による売渡しに係る生糸についての機構

ಶ್

買い換えることができる。は、予算の範囲内において、これを同一の種類及び数量の生糸に

2 (略)

(輸入に係る生糸の事業団への売渡し)

業団、農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)第二十 る者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る生糸の所有 る者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る生糸の所有 を事業 系輸入申告者等」という。)は、その輸入申告に係る生糸の所有 という。)をす を事業 の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という。)をす

九条第一項第四号の規定により事業団の委託を受けた者その他政

令で定める者である場合は、この限りでない。

前に、売渡申込書を事業団に提出してしなければならない。2 前項の規定による生糸の売渡しは、当該生糸に係る輸入申告

に対する事業団の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込み3 生糸についての関税法第七十条の規定の適用については、前項

4 前項の事業団の承諾に関し必要な事項は、政令で定める

(輸入に係る生糸の買入れの価格)

団の買入れの価格は、当該生糸について輸入申告をすべき価格と第八条 前条第一項の規定による売渡しに係る生糸についての事業

する。

(輸入に係る生糸の売戻し)

に対し、その生糸を売り戻さなければならない。 | 者に第九条 機構は、第七条第一項の規定による生糸の売渡しをした者 |第九冬

者がその売渡しに係る生糸を買い戻さなければならない旨の条件規定による生糸の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする2 機構は、前項の規定による売戻しをするため、第七条第一項の

を付することができる。

履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務のたつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を付するほか、3 機構は、第七条第一項の規定による生糸の売渡しを受けるに当っ

(輸入に係る生糸の売戻しの価格)

を提供させることができる。

ラムにつき三千九百十円を第八条の規定による機構の買入れの価(十条)前条第一項の規定による機構の売戻しの価格は、一キログ (筆)

2

格に加えて得た額とする。

円を超えない範囲内で農林水産大臣が定める額を同項に規定する影響を及ぼさないことを旨として一キログラムにつき三千九百十にその各期間を適用期間とし、当該生糸の輸入が生糸の時価に悪に係る生糸の輸入が次条第一項の認定を受けたものであるときは前項の規定にかかわらず、第七条第一項の規定による輸入申告

機構の買入れの価格に加えて得た額とする。

(輸入に係る生糸の売戻し)

者に対し、その生糸を売り戻さなければならない。第九条 事業団は、第七条第一項の規定による生糸の売渡しをした。

(輸入に係る生糸の売戻しの価格)

は、これる自命のが欠条件・買り忍官を受けたらりであるときは「2)前項の規定にかかわらず、第七条第一項の規定による輸入申告の価格に加えて得た額とする。 の価格に加えて得た額とする。 第十条 前条第一項の規定による事業団の売戻しの価格は、一キロジ

| 過料に処する。 | 第十八条 第二条の規定に違反して農林水産大臣の承認を受けなか 第三 (略) | 必要なものであること。 | 前条第一項の規定による機構の売戻しの価格を調整することが | 二 絹業の健全な発展を通じて生糸の需要の増進に資するために | 一 (略) | するときは、同項の認定をするものとする。 | 2 農林水産大臣は、前項の認定の申請が次の各号のすべてに該当 2 | 第十一条 (略) ################################### | 3 (略) |
|---|---------------------------------------|--------------|------------------------------|-------------------------------|-------|----------------------|----------------------------------|--|-------|
| 下の過料に処する。かつた場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以 | 第十八条(この法律の規定に違反して農林水産大臣の承認を受けな)三(略) | が必要なものであること。 | 前条第一項の規定による事業団の売戻しの価格を調整すること | 二 絹業の健全な発展を通じて生糸の需要の増進に資するために | 一 (略) | するときは、同項の認定をするものとする。 | 2 農林水産大臣は、前項の認定の申請が次の各号のすべてに該当 | 第十一条 (略) | 3 (略) |

〇加工原料乳生産者補給金等暫定措置法 (昭和四十年法律第百十二号) (附則第十五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

| 第二条第二項に規定する指定乳製品をいう。 する法律 (昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。) 2 この法律において「指定乳製品」とは、畜産物の価格安定に関 | 第二条 (略) | 善に資することを目的とする。及びその関連産業の健全な発達を促進し、併せて国民の食生活の改善している。 | の安定を図り、もつて酪農 | 1Щ | 、生乳生産者団体を通ずる加工原料乳に係る生産者補給金の交付、 | 牛乳及び乳製品の需要の動向と生乳の生産事 | (目的) | 第一章 総則 | 附則 | 第三章~第六章 (略) | (第三条・第四条) | 第二章 独立行政法人農畜産業振興機構の業務の範囲の特例 | 第一章 (略) | 目次 | 改正案 |
|--|---------|--|--------------|--------------------------------|--|----------------------|------|--------|----|-------------|-----------|-------------------------------|---------|----|-----|
|)第二条第二項に規定する指定乳製品をいう。 関する法律 (昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。 2 この法律において「指定乳製品」とは、 畜産物の価格安定等に | 第二条 (略) | ことを目的とする。 連産業の健全な発達を促進し、併せて国民の食生活の改善に資する | の価格の | の調整等に関する業務を行わせることにより、生乳の価格形成の合 | 者団体を通ずる加工原料乳に係る生産者補給金の交付、輸入乳製品 情の変化に対処して、当分の間、農畜産業振興事業団に、生乳生産 | | (目的) | 第一章 総則 | 附則 | 第三章~第六章 (略) | 条) | 第二章(農畜産業振興事業団の業務の範囲の特例(第三条・第四 | 第一章 (略) | 目次 | 現 |

| | 第四条削除 | 章までに定めるところにより行うものとする。 | 2 前項第一号から第三号まで及び第五号の業務は、次章から第四六 (略) | 五 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し一~四 (略) | 務を行う。 以下「機構法」という。) 第十条に規定する業務のほか、次の業は、独立行政法人農畜産業振興機構法 (平成十四年法律第 号 | 第三条 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)(独立行政法人農畜産業振興機構の業務)第二章 独立行政法人農畜産業振興機構の業務の範囲の特例 |
|--|---------------------------------------|---------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|--|--|
| 大臣の指定する者 大臣の指定する者 大臣の指定する者 大臣の指定する者 大臣の指定する者 大臣の指定する者 大臣の指定する者 大臣の指定する者 大臣の指定する者 大臣の指定する者 | 第四条 事業団は、次の各号に掲げる業務の一部を当該各号に掲げ(業務の委託) | から第四章までに定めるところにより行うものとする。 | □2(前項第一号から第三号まで及び第五号の業務は、次条及び次章六(略) | し 事業団以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻 一〜四 (略) | 次の業務を行う。 「おおおおおから第三項までに規定する業務のほか、「おの業別を行う。」第二十八条第一項から第三項までに規定する業務のほか、「産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号。以下「事業団法」と | 第三条 農畜産業振興事業団(以下「事業団」という。)は、農畜(農畜産業振興事業団の業務) 第二章 農畜産業振興事業団の業務の範囲の特例 |

加工原料乳についての生産者補給金等の交付

(生産者補給交付金の交付

乳(当該指定に係る次条第一項に規定する地域内において生産され 乳製品の販売をいい、生乳生産者団体が直接又は間接の構成員とな 理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る飲用牛乳若しくは|処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る飲用牛乳若しく つき、その生産者への生産者補給金に充てるため、 において「生産者積立金契約」という。)に係るものに限る。 者団体」という。) に支払う旨の定めがある契約 (第十一条第一項 条の規定による指定を受けた生乳生産者団体(以下「指定生乳生産 る基準に適合するものの積立てに要する費用を生乳の生産者がこの るものであつて、 他の者に対するこれらの委託を含む。 つており、 販売(委託を受けて行う生乳の販売又は委託を受けて行う生乳の処 第五条 に及ぼす影響を緩和するための積立金であつて農林水産省令で定め をいう。 の指定を受けた生乳生産者団体(法第六条第一項の生乳生産者団体|臣の指定を受けた生乳生産者団体(法第六条第一項の生乳生産者団 以下同じ。 機構は、 かつ、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会その 予算の範囲内で、 加工原料乳の販売価格の低落がその生産者の経営)に対し、 当該生乳生産者団体の行う生乳受託 都道府県知事又は農林水産大臣 以下同じ。)に係る加工原料 生産者補給交付) に の他の者に対するこれらの委託を含む。 |体をいう。以下同じ。) に対し、 産者団体」という。

(生産者補給交付金の金額)

金を交付することができる

第十一条 機構が交付する生乳受託販売に係る加工原料乳について

2 領各号に掲げる者は、 他の法律の規定にかかわらず、 同 項 の

規定による委託を受けて、 第三章 加工原料乳についての生産者補給金等の交付 当該業務を行うことができる。

(生産者補給交付金の交付)

|料乳 (当該指定に係る次条第一項に規定する地域内において生産さ |は乳製品の販売をいい、生乳生産者団体が直接又は間接の構成員と |める基準に適合するものの積立てに要する費用を生乳の生産者がこ |営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつて農林水産省令で定 第五条 |につき、その生産者への生産者補給金に充てるため、 |項において「生産者積立金契約」という。) に係るものに限る。 |なつており、かつ、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会そ 託販売(委託を受けて行う生乳の販売又は委託を受けて行う生乳の の条の規定による指定を受けた生乳生産者団体 (以下「 れるものであつて、加工原料乳の販売価格の低落がその生産者の経 事業団は、予算の範囲内で、)に支払う旨の定めがある契約(第十一条第 当該生乳生産者団体の行う生乳 都道府県知事又は農林水産 以下同じ。) に係る加工原 生産者補給交 指定生乳生

付金を交付することができる。

(生産者補給交付金の金額

第十一条 事業団が交付する生乳受託販売に係る加工原料乳につい

限度として農林水産大臣が定める数量を基礎として農林水産省令で | 最高限度として農林水産大臣が定める数量を基礎として農林水産省 生産者団体ごとに、 得た額とする。 える場合にあつては、 定めるところにより指定生乳生産者団体ごとに算出される数量を超 て交付する同号の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高|として交付する同号の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量 事又は農林水産大臣が認定する数量(その数量の毎会計年度におけ|知事又は農林水産大臣が認定する数量(その数量の毎会計年度にお うち加工原料乳の数量として政令で定めるところにより都道府県知 て行う生乳受託販売に係るものを除き、生産者積立金契約を締結し 生乳の数量 (当該指定生乳生産者団体の指定に係る地域以外の地域 託及び当該生乳につき順次にされる生乳受託販売に係る委託を含む | 委託及び当該生乳につき順次にされる生乳受託販売に係る委託を含 委託を受けた者からの当該委託に係る生乳の生乳受託販売に係る委 生乳の生産者からのその生産に係る生乳受託販売に係る委託(当該 価 の生産者補給交付金の金額は、 た生産者の生産に係るものに限る。 における生産に係るもの及び他の指定生乳生産者団体の委託を受け)を受けて当該政令で定める期間内に行つた生乳受託販売に係る|む。)を受けて当該政令で定める期間内に行つた生乳受託販売に係 (以下「補給金単価」という。) に、当該指定生乳生産者団体が 当該年度において機構が第三条第一項第一号の業務とし 次項の規定により定められる生産者補給金の単 その算出される数量)に相当する数を乗じて 政令で定める期間ごと及び指定生乳 次条第一項において同じ。) の けて行う生乳受託販売に係るものを除き、 |を超える場合にあつては、その算出される数量)に相当する数を乗 |のうち加工原料乳の数量として政令で定めるところにより都道府県 |が生乳の生産者からのその生産に係る生乳受託販売に係る委託 |単価(以下「補給金単価」という。) に、当該指定生乳生産者団体 |ての生産者補給交付金の金額は、 | 令で定めるところにより指定生乳生産者団体ごとに算出される数| |ける合計が、当該年度において事業団が第三条第| した生産者の生産に係るものに限る。 |域における生産に係るもの及び他の指定生乳生産者団体の委託を受 |る生乳の数量 (当該指定生乳生産者団体の指定に係る地域以 | 該委託を受けた者からの当該委託に係る生乳の生乳受託販売に係る |乳生産者団体ごとに、次項の規定により定められる生産者補給 じて得た額とする 政令で定める期間ごと及び指定生 次条第一 生産者積立金契約を締結 項において同じ。 項第一号 の業務 外の

2 9 略)

(生産者補給金の交付)

第十二条 指定生乳生産者団体は、

> (生産者補給金の交付) (略)

工原料乳についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、 機構から生乳受託販売に係る加 その 加工原料乳についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、そ 第十二条 指定生乳生産者団体は 事業団から生乳受託販売に係る

だし、次に掲げる場合及び次項に規定する場合は、この限りでない 乳製品等の所有者でない場合にあつては、 2 号)第六十七条の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という|。)をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定 2 る数量の指定乳製品等を輸入するものとする。 て交付しなければならない に係る委託をした者に対し、 給金として、当該指定生乳生産者団体に前条第一項の生乳受託販売|補給金として、当該指定生乳生産者団体に前条第一 交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補 大臣の承認を受けて、 入申告に係る指定乳製品等を機構に売り渡さなければならない。た|ただし、 (指定乳製品等の輸入) をする者 (その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定 | 乳製品等の所有者でない場合にあつては、 輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し) 機構は、 機構又は機構の委託を受けた輸入業者が指定乳製品等を輸入す (略) 又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、 第四章 指定乳製品等につき関税法(昭和二十九年法律第六十一|号)第六十七条の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という 機構は、 前項の規定によるほか、指定乳製品の価格が著しく騰 指定乳製品等の輸入等 国際約束に従つて農林水産大臣が定めて通知す 指定乳製品等を輸入することができる。 その委託に係る生乳の数量を基準とし その所有者)は、その輸 農林水産 |売に係る委託をした者に対し、 |入申告に係る指定乳製品等を事業団に売り渡さなければならない。 第十三条 の交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、 騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、 2 同項第一 2 第十四条 産大臣の承認を受けて、 する数量の指定乳製品等を輸入するものとする。 して交付しなければならない (輸入に係る指定乳製品等の事業団への売渡し) 事業団は、前項の規定によるほか、指定乳製品の価格が著しく 指定乳製品等の輸入) (略) 第四章 (略) 事業団又は第四条第 一号に掲げる者が指定乳製品等を輸入するとき 次に掲げる場合及び次項に規定する場合は、この限りでな 指定乳製品等につき関税法(昭和二十九年法律第六十一 事業団は、 指定乳製品等の輸入等 国際約束に従つて農林水産大臣が定めて通知 指定乳製品等を輸入することができる 項の規定による事業団の委託を受け その委託に係る生乳の数量を基準と その所有者) 項の生乳受託販 Ιţ その 農林水 生産者

当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は、その指定乳製品等が当 三十五年法律第三十六号) 第八条の六第二項において準用する関税 り渡し、 水産省令で定める場合を除く。 該政令で定める用途以外の用途に供されることとなつた場合 (農林 定率法 (明治四十三年法律第五十四号) 第九条の二の規定により割|当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は、その指定乳製品等が当 2 政令で定める用途に供されるものとして関税暫定措置法 (昭和|三十五年法律第三十六号) 第八条の六第二項において準用する関税 (略) 及びその指定乳製品等が機構に売り渡されることを確保す)にはその指定乳製品等を機構に売|売り渡し、及びその指定乳製品等が事業団に売り渡されることを確 |保する旨の契約を事業団と締結しなければならない |水産省令で定める場合を除く。) にはその指定乳製品等を事業団 |定率法 (明治四十三年法律第五十四号) 第九条の二の規定により割 |該政令で定める用途以外の用途に供されることとなつた場合 (農 2 政令で定める用途に供されるものとして関税暫定措置法 (昭

当該指定乳製品等に係る輸入申告の前に、 申込書を機構に提出し

項の規定による売渡し又は前項の規定による契約の締結は

してしなければならない。

3

る旨の契約を機構と締結しなければならない。

てしなければならない 4 Ιţ

は みに対する機構の承諾は、 前項の規定による申込書の提出があつた場合における当該申込 同条第一項の許可、承認等とみなす。

前項の機構の承諾に関し必要な事項は、 政令で定める。

(輸入に係る指定乳製品等の買入れの価額

についての機構の買入れの価額は、 第十四条の二 前条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等 当該指定乳製品等について輸入

申告をすべき価額とする

(輸入に係る指定乳製品等の売戻し)

第十四条の三 機構は、 第十四条第一項の規定による指定乳製品等

> 3 当該指定乳製品等に係る輸入申告の前に、 第一項の規定による売渡し又は前項の規定による契約の締結は 申込書を事業団に提出

指定乳製品等についての関税法第七十条の規定の適用について みに対する事業団の承諾は、 前項の規定による申込書の提出があつた場合における当該申込 指定乳製品等についての関税法第七十条の規定の適用につい 同条第一 項の許可、 承認等とみなす。

5 前項の事業団の承諾に関し必要な事項は、 政令で定める

(輸入に係る指定乳製品等の買入れの価額

についての事業団の買入れの価額は、 第十四条の二 前条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等 当該指定乳製品等につい

入申告をすべき価額とする。 (輸入に係る指定乳製品等の売戻し)

ならない 等の売渡しをした者に対し、 第十四条の三 事業団は、第十四条第一項の規定による指定乳製品 その指定乳製品等を売り戻さなければ

らない。 づく指定乳製品等の機構への売渡し及びその売戻しについて準用す|」とあるのは、 定めるところにより、 売渡し前に変質したものである場合には、 第十四条の四 担保を提供させることができる。 るほか、 受けるに当たつて、 第十五条 加算する額を減額することができる。 に加えて得た額とする に係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額を、 際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する金額に、 債務の履行を確保するため必要な範囲内で、 らない旨の条件を付することができる。 しをする者がその売渡しに係る指定乳製品等を買い戻さなければな の売渡しをした者に対し、 の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、 (準用) (輸入に係る指定乳製品等の売戻しの価額 第十四条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等が当該 機構は、第十四条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを 機構は、 政令で定めるところにより、 前三条の規定は、 前項の規定による売戻しをするため、 前条第一項の規定による機構の売戻しの価額は、 当該売渡しをする者に対し、 当該指定乳製品等につき、 その指定乳製品等を売り戻さなければな 第十四条第二項の規定による契約に基 当該条件による買戻しに係る|の担保を提供させることができる。 機構は、 保証金、 機構の買入れの価額 前項の規定により 前項の条件を付す 第十四条第一項 農林水産省令で | り加算する額を減額することができる 証券その他の 当該売戻し 当該売渡 国 する。 |る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、 2 |するほか、政令で定めるところにより、 3 |ならない旨の条件を付することができる |で定めるところにより、 |しに係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額を、 |渡しをする者がその売渡しに係る指定乳製品等を買い戻さなければ 2 価額に加えて得た額とする。 売渡し前に変質したものである場合には、 項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、 づく指定乳製品等の事業団への売渡し及びその売戻しについて準用 第十五条 国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する金額に、 第十四条の四 を受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、 (準用) (輸入に係る指定乳製品等の売戻しの価額 事業団は、第十四条第一項の規定による指定乳製品等の売渡 第十四条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等が当該 事業団は、 この場合において、 前三条の規定は、 「農林水産省令で定める価額」と読み替えるものと 前条第一項の規定による事業団の売戻しの 前項の規定による売戻しをするため、 当該指定乳製品等につき、 第十四条の二中「 第十四条第二項の規定による契約に基 当該条件による買戻しに係 事業団は、 輸入申告をすべき価 保証金、 事業団の買入れの 前項の規定によ 前項の条件を付 農林水産省令 第十四条第一 証券その 当該売戻 当該売 額 ij

| る。 第十六条 事業団は、次に掲げる場合には、政令で定める・ | (指定乳製品等の売渡し) (指定乳製品等の売渡し) (指定乳製品等の売渡し) (格) (略) (略) (略) (略) (の保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売り渡きの保管する指定乳製品の時価に悪影響を及ぼさないような方法で原料乳及び指定乳製品等を売り渡すことができる。その保管する指定乳製品等を売り渡すことができる。その保管する指定乳製品等の保管期間が農林水産省令で定めるところにより、加度製品の保管する指定乳製品等の保管期間が農林水産省令で定めるところにより、加度を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を | 第十六条 事業団は、次に掲げる場合には、政令で定めるところに より、その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売り より、その保管する指定乳製品等の保管期間が農林水産省令で定める と認められる場合においては、政令で定めるところにより、農林 水産大臣の承認を受けて、随意契約その他の方法で売り渡すことが できる。 一 指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある と認められる場合であつて、農林水産大臣の承認を受けたとき。 二 (略) 一 その保管する指定乳製品等の保管期間が農林水産省令で定める 上 その保管する指定乳製品等の保管期間が農林水産省令で定める 上 その保管する指定乳製品等の保管期間が農林水産省令で定める 動調間をこえるに至つた場合 三 (略) (売渡しをしない場合) (売渡しをしない場合) 第十八条 事業団は、次の場合には、第十六条の規定による売渡し をしないものとする。 |
|---|---|--|
| | とあるのは、「農林水産省令で定める価額」と読み替えるものとす。 | (指定乳製品等の売渡し) |
| | | |
| より、 | 機構は、次に掲げる場合には、政令で定めるところによ | |
| 機構は、次に掲げる場合には、政令で定めるところによ 渡すものとする。乳製品等の売渡し) | その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売り渡 | ると認められる場合においては、政令で定めるところによ |
| その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売り渡 ると認められる場-六条 機構は、次に掲げる場合には、政令で定めるところによ 渡すものとする。指定乳製品等の売渡し) | | |
|)のとする。ただし、その方法によることが著しく不適当である 水産大臣の承認を受けて、その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売り渡 ると認められる場合におい-六条 機構は、次に掲げる場合には、政令で定めるところによ 渡すものとする。ただし、指定乳製品等の売渡し) | と認められる場合においては、政令で定めるところにより、随意契 | できる。 |
| (められる場合においては、政令で定めるところにより、随意契 できる。)のとする。ただし、その方法によることが著しく不適当である 水産大臣の承認を受けて、その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売り渡 ると認められる場合におい-六条 機構は、次に掲げる場合には、政令で定めるところによ 渡すものとする。ただし、指定乳製品等の売渡し) | 約その他の方法で売り渡すことができる。 | |
| の他の方法で売り渡すことができる。 | | つて、 |
| の他の方法で売り渡すことができる。 | 又は騰貴するおそれがある | |
| 指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある 二 (略)と認められる場合であつてのとする。ただし、その方法によることが著しく不適当である「水産大臣の承認を受けて、の他の方法で売り渡すことができる。 ただし、の他の方法で売り渡すことができる。 ただし、 政令で定めるところにより、随意契 できる。 ただし、 指定乳製品等の売渡し) より、その保管する指定乳制に乳製品等の売渡し) | | 事業団は、 |
| おしている場合には、政令で定めるところによ 渡すものとする。ただ-六条 機構は、次に掲げる場合には、政令で定めるところにより売り渡 ると認められる場合においては、政令で定めるところにより、随意契 できる。 | | |
| はいる場合には、政令で定めるところにより売り渡ると認められる場合である。ただし、その方法によることが著しく不適当であるが産りである。ただし、その方法によることが著しく不適当であるが、産大臣の承認を受けるのとする。ただし、その方法によることが著しく不適当であるが、産大臣の承認を受けるの他の方法で売り渡すことができる。 と認められる場合においては、政令で定めるところにより、随意契できる。 と認められる場合においる場合においては、政令で定めるところにより、随意契できる。 と認められる場合においる場合においる。 と認められる場合においるとき。 と認められる場合においる場合により、できる。 | (略) | 思影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製 |
| (略) 悪影響を及ぼさないよい、その保管する指定乳製品等の売渡し) とい、その保管する指定乳製品等を上し、との方法によることが著しく不適当である 水産大臣の承認を受けものとする。ただし、その方法によることが著しく不適当である 水産大臣の承認を受けものとする。ただし、その方法によることが著しく不適当である 水産大臣の承認を受けものとする。ただし、その方法によることが著しく不適当である 水産大臣の承認を受けるによ乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある 二 (略) と認められる場合にあるとの他の方法で売り渡すことができる。 にだ (略) は (指定乳製品等の売渡し) まり、その保管する指 | 機構は、次の場合には、政令で定めるところにより、加 | り渡すことができる。 |
| 十七条 機構は、次の場合には、政令で定めるところにより、加 り渡すことができる。 十七条 機構は、次の場合には、政令で定めるところにより、随意契 悪影響を及ぼさないよれの方法により、随意契 その他の方法で売り渡すことができる。 一 指定乳製品の価格を一般競争入札の方法により、随意契 「略) 一 指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある 「略) 一 指定乳製品の価格を受ける。 (略) 第十七条 事業団は、変められる場合であるとき。 (略) 第十七条 事業団は、変められる場合である。 (略) 第十七条 事業団は、変められる場合である。 (略) 第十七条 事業団は、変します。 (本) 第十七条 事業団は、変しまする。 (本) 第十七条 事業団は、変します。 | 工原料乳及び指定乳製品の時価に悪影響を及ぼさないような方法で | 一 その保管する指定乳製品等の数量が農林水産省令で |
| (指定乳製品等の売渡し) より、 (指定乳製品等の売渡し) より、 (略) 悪影響 (略) 悪影響 (中七条 機構は、次の場合には、政令で定めるところにより、加り渡す と認められるとき。 (略) 悪影響 (略) 悪影響 (略) 悪影響 (略) 悪影響 (本) 大口、 (本) 大口、 (地) 大 | その保管する指定乳製品等を売り渡すことができる。 | 重を <u>こえる</u> に至つた場合 |
| その保管する指定乳製品等を売り渡すことができる。 量をご問料乳及び指定乳製品の時価に悪影響を及ぼさないような方法で用り渡すことができる。 (略) 農林水間は、次の場合には、政令で定めるところにより、随意契定 ごきる。 (略) 農林水間に乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあるにより、加り渡す品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあるにより、加り渡するがあるとき。 二の (略) 第十七条 機構は、次の場合には、政令で定めるところにより、加り渡するがられるとき。 と認められるとき。 | | 二 その保管する指定乳製品等の保管期間が農林水産省 |
| (指定乳製品等の売渡し) より、(指定乳製品等の売渡し) より、(指定乳製品等の売渡し) はり、 こことができる。 ただし、その方法によることが著しく不適当である 水産大きのとする。ただし、その方法によることが著しく不適当である 水産大きの他の方法で売り渡すことができる。 (略) においては、政令で定めるところにより、加 り渡す十七条 機構は、次の場合には、政令で定めるところにより、加 り渡す十七条 機構は、次の場合には、政令で定めるところにより、加 り渡す十七条 機構は、次の場合には、政令で定めるところにより、加 り渡す十七条 機構は、次の場合には、政令で定めるところにより、加 り渡すに、 | | ら期間をこえるに至つた場合 |
| (指定乳製品等の売渡し) より、 | を超えるに至つた場合 | |
| (指定乳製品等の売渡し) より、 | | (売渡しをしない場合) |
| (指定乳製品等の売渡し) より、 (指定乳製品等の売渡し) と認められる場合においては、政令で定めるところにより、随意契できる。 ただし、その方法によることが著しく不適当である できるでの保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により、随意契できる。 に略) | | 事業団は、 |
| (指定乳製品等の売渡し) より、 (指定乳製品等の売渡し) はり、 (指定乳製品等の売渡し) はり、 (売を) できる。 ただし、その方法によることが著しく不適当である できる。 | (略) | をしないものとする。 |

| 「第六条第五項」とする。 | 合には、法第十三条中「第六条第五項又は第十条各号」とあるのは | 3 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場 | న _° | 及び 法第十四条第一項 中「原料乳」とあるのは「加工原料乳」とす | 、「生産する原料乳」とあるのは「生産する生乳」と、同条第四項 | 項に規定する加工原料乳(以下「加工原料乳」という。)の価格」と | 和四十年法律第百十二号。以下「暫定措置法」という。)第二条第一 | 料乳の価格」とあるのは「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭 | 2 補給金単価が定められている場合には、法第六条第一項中「原 | 第二十条 (略) | (法の適用) | 第五章 雑則 | ි ි ි ි ි ි ි ි ි ි ි ි ි ි ි ි ි ි ි | その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとす | 数量の指定乳製品等と交換することができる。この場合において、 | 著しい損失を生ずるおそれがある場合には、これを同一の規格及び | 第十九条 機構は、その保管する指定乳製品等の品質の低下により | (交換) | | しないものとする。 | 第十八条 機構は、次の場合には、第十六条の規定による売渡しを | (売渡しをしない場合) |
|--------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|-------------|
| 十条の三」とする。 | 暫定措置法第十三条第二項、第十六条ただし書、第十七条又は第二 | 法第十七条中「第八条、第九条ただし書又は第十条」とあるのは「 | 「第六条第五項又は第十条各号」とあるのは「第六条第五項」と、 | 十四条中「次の」とあるのは「第一号に掲げる」と、同条第一号中 | (3) この法律の規定により事業団の業務が行われる場合には、法第 | • | 及び第十五条第一項中「原料乳」とあるのは「加工原料乳」とする | 、「生産する原料乳」とあるのは「生産する生乳」と、同条第四項 | 項に規定する加工原料乳(以下「加工原料乳」という。)の価格」と | 和四十年法律第百十二号。以下「暫定措置法」という。)第二条第一 | 料乳の価格」とあるのは「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭 | 2 補給金単価が定められている場合には、法第六条第一項中「原 | 第二十条 (略) | (法の適用) | 第五章 雑則 | する。 | 、、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものと | び数量の指定乳製品等と交換することができる。この場合において | り著しい損失を生ずるおそれがある場合には、これを同一の規格及 | 第十九条 事業団は、その保管する指定乳製品等の品質の低下によ | (交換) | |

第二十条の二

るのは については、 二条第一項に規定する原料乳及び同条第二項に規定する指定乳製品 して交付する生産者補給交付金」 業務に係る勘定」と、 第一項第二号から第五号まで」と、 第十条第 業務ごと及び暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務 第三条第 合には、 のは「第十条及び暫定措置法第三条第一項」と、 原料乳生産者補給金等暫定措置法 (以下「 第二十条の二 (これらの業務に附帯する業務を含む。 項中「第十条第 機構法第十二条第 (機構法の適 第三条第 交付する補助金又は暫定措置法第三条第一項第一号の業務と 機構法第十条第二項中「前項」とあるのは「前項及び加工 勘定又は暫定措置法第三条第一 項 項第 適用しない ۲ 囲 項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場 機構法第十条第 一号イ及び口並びに第六号並びに暫定措置法第三条 一項第一号イ及び口並びに第六号」とあるのは「 機構法第十一条中「業務ごとに」とあるのは「 一項及び第二十二条第二号中「第十条」とある 機構法第十七条中「 ڔ 項 第 一 機構法第十四条中「勘定」とあ 機構法第二十二条第 項第一号から第五号までの 号イ及び口の規定は、 以下同じ。 交付する補助金」 暫定措置法」という。 機構法第十三条第) について」と 一号中「 とある 法第 業務」 Ļ _ |「業務ごと並びに暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの |団法第二十八条第三項中「 これらの資金」と、 |にあっては」と、「資金として」とあるのは「資金として、 暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務に係る勘定」 |業務 (これらの業務に附帯する業務を含む。 2 第四十三条中「業務として交付する補助金」とあるのは 事業に係るものに限る。 は「経費に、 合のほか、 充てるための資金としてそれぞれ」と、 務 置法第二十条の三の規定により繰り入れた繰入金にあっては当該業 二十九条第一項第一号の規定は、 定措置法(以下「暫定措置法」という。 は「前二項の規定により行う業務及び加工原料乳生産者補給金等暫 及び同条第二項に規定する指定乳製品については、 ڔ (指定助成対象事業に係るものに限る。 (事業団法の適用) 事業団法第三十八条第一項中「交付金を」 この法律の規定により事業団の業務が行われる場合には、 事業団法第三十六条第四項中「勘定」とあるのは Ļ 事業団法第三十一条第一項中「 交付金に係る資金にあっては」 繰入金に係る資金にあっては当該業務 事業団法第二十八条第一項第 同条第二項中「場合のほか、 に必要な経費にそれぞれ」 前二項の規定により行う業務」とあるの 法第二条第一項に規定する原料乳 「当該資金」とあるのは Ļ 業務ごとに」 第三条第一 に必要な経費の財源に 以下同じ。 号イ及び口並びに とあるのは「 経費に」 適用しない とあるのは「場 指定助成対象 項に規定する とあるの 「業務とし とあるの 勘定又は について 事業団 暫定措 交付金 事業 第

2

のは「

この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」とする。

て交付する補助金又は暫定措置法第三条第一項第一号の業務として

補助金又は生産者補給交付金」と、 交付する生産者補給交付金」と、「当該補助金」とあるのは「当該 事業団法第四十五条第二項中「

に関する法律又は暫定措置法」と、 又は砂糖の価格調整に関する法律」とあるのは「、 事業団法第四十六条第一項中 砂糖の価格調整

又は砂糖の価格調整に関する法律」とあるのは「、 砂糖の価格調整

に関する法律又は暫定措置法」と、「第二十九条第一項」 とあるの

は、 団法第五十三条第 第二十九条第 号中「この法律」 項若しくは暫定措置法第四条第一 とあるのは「この法律又は暫 項 Ł

定措置法」と、 同条第六号中「第二十八条第一項から第三項まで」

とあるのは「 第二十八条第一項から第三項まで又は暫定措置法第三

条第一項」とする。

(区分経理の特例)

第二十条の三 事業団は、 第三条第一項第一号から第五号までの業

(これらの業務に附帯する業務を含む。 以下同じ。) に係る事業

団法第三十一条第一項の勘定において事業団法第三十五条第一項に

規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、 農林水

第三条第一項第一号から第五号までの業務 |産大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて

第二十条の三

機構は、

(区分経理の特例)

(これらの業務に附帯する業務を含む。

第十一条の勘定において独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百|三号の業務 (同号の指定助成対象事業に係るものに限る。 三号)第四十四条第一項に規定する残余を生じたときは、これらの 以下同じ。) に係る機構法 |な経費の財源に充てるため、 | 得た額に相当する額を超えない額を、 事業団法第三十一条第一項第三号の業 事業団法第二十八条第一項第)に必要

規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額に 務に係る勘定に繰り入れることができる

政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を超えない額を、

機

41 -

| | 財務大臣に協議しなければならない。 |
|--------------------------------|---------------------------------|
| | ようとするとき、又は第二十条の三の承認をしようとするときは、 |
| , | 第二十二条 農林水産大臣は、第十七条各号の農林水産省令を定め |
| うとするときは、財務大臣に協議しなければならない。 | (財務大臣との協議) |
| 認をしようとするとき、又は第十七条各号の農林水産省令を定めよ | |
| 第二十二条 農林水産大臣は、第十七条若しくは第二十条の三の承 | |
| (財務大臣との協議) | |
| 補てんに充てるため、交付金を交付することができる。 | |
| 必要があると認めるときは、予算の範囲内で、事業団に対し、その | (削る。) |
| 団法第三十五条第二項に規定する繰越欠損金がある場合において、 | ものとする。 |
| 号までの業務に係る事業団法第三十一条第一項の勘定において事業 | 第一号の業務に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付する |
| 2 政府は、前項の規定によるほか、第三条第一項第一号から第五 | 第二十一条 政府は、予算の範囲内で、機構に対し、第三条第一項 |
| るものとする。 | (機構に対する交付金) |
| 項第一号の業務に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付す | 十一条第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。 |
| 第二十一条 政府は、予算の範囲内で、事業団に対し、第三条第一 | に係るものに限る。)に必要な経費の財源に充てるため、機構法第 |
| (事業団に対する交付金) | 構法第十条第一項第二号の業務(同号の農林水産省令で定める事業 |

〇肉用子牛生産安定等特別措置法 (昭和六十三年法律第九十八号) (附則第十六条関係)

(傍線の部分は改正部分)

| 第三条 独立行政法人農畜産業振興機構 (以下「機構」という。) は 産業振興事業団法 (平成八年法律第五十三号。以下「事業団法」と | (独立行政法人農畜産業振興機構の業務) 第三条 | 第二章を独立行政法人農畜産業振興機構の業務の範囲の特例(| とする。 | 係る畜産の健全な発達を図り、農業経営の安定に資することを目的 の健 | 別の措置等を講ずることにより、肉用子牛生産の安定その他食肉に 等を | 係る畜産の振興に資する施策の実施に要する経費の財源に関する特の振 | 務を行わせるとともに当該生産者補給交付金等の交付その他食肉に せるとともに当該生産者補給交付金等の交付その他食肉に係る畜産 | いての生産者補給金に充てるための生産者補給交付金等の交付の業 産者 | 機構に都道府県肉用子牛価格安定基金協会が交付する肉用子牛につ 道府県肉用子牛価格安定基金協会が交付する肉用子牛についての生 | 格等に及ぼす影響に対処して、当分の間、独立行政法人農畜産業振興 格等 | 第一条 この法律は、牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価 第一条 | (目的) (| 附則 附 | 第三章~第六章 (略) 第三章~第六章 (略) | 条・第四条) | 第二章(独立行政法人農畜産業振興機構の業務の範囲の特例(第三)第 | 第一章 (略) | 目次 | 改 正 案 |
|--|-------------------------------|------------------------------|------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|---|-----------------------------------|---|------------------------------------|------------------------------------|--------|------|-------------------------|--------|----------------------------------|---|----|-------|
| 素振興事業団法(平成八年法律第五十三号。以下「事業団法」と | 二条 農畜産業振興事業団(以下「事業団」という。)は、農畜 | (農畜産業振興事業団の業務) | 第二章 農畜産業振興事業団の業務の範囲の特例 | の健全な発達を図り、農業経営の安定に資することを目的とする。 | 等を講ずることにより、肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産 | の振興に資する施策の実施に要する経費の財源に関する特別の措置 | るとともに当該生産者補給交付金等の交付その他食肉に係る畜産 | 産者補給金に充てるための生産者補給交付金等の交付の業務を行わ | ≅県肉用子牛価格安定基金協会が交付する肉用子牛についての生 | 格等に及ぼす影響に対処して、当分の間、農畜産業振興事業団に都 | 条 この法律は、牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価 | (目的) | 附則 | 第三章~第六章 (略) | | 第二章(農畜産業振興事業団の業務の範囲の特例(第三条・第四条 | 第一章 (略) | | 現 |

| 以下「機構法」という。)第十条に規定する業務のほか、次の業務、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第・・・号。 | 次の業務を行う。(いう)第二十八条第一項から第三項までに規定する業務のほか、 |
|--|---|
| を行う。 | 〜 三 (略) |
| 一~三 (略) | 2 前項第一号及び第二号の業務は、次条及び次章に定めるところ |
| 2(前項第一号及び第二号の業務は、次章に定めるところにより行 により行うものとする。 | により行うものとする。 |
| うものとする。 | (業務の委託) |
| | 第四条 事業団は、前条第一項第一号の業務(生産者補給交付金の |
| 第四条削除 | 交付の決定を除く。)及び同項第二号の業務(生産者積立助成金の |
| | 交付の決定を除く。)の一部を都道府県その他農林水産大臣の指定 |
| | する者に委託することができる。 |
| | 2 前項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規 |
| | 定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。 |
| | (生産者補給交付金等の交付) |
| (生産者補給交付金等の交付) | 第六条 事業団は、平均売買価格が保証基準価格を下回る場合には |
| 第六条 機構は、平均売買価格が保証基準価格を下回る場合には、 | 、予算の範囲内で、第十条に定めるところにより、酪農及び肉用牛 |
| 予算の範囲内で、第十条に定めるところにより、酪農及び肉用牛生 | 酪農及び肉用牛生 生産の振興に関する法律第二十四条の三の五に規定する都道府県肉 |
| 産の振興に関する法律第二十四条の三の五に規定する都道府県肉用 | 用子牛価格安定基金協会(以下「協会」という。) であつて都道府 |
| 子牛価格安定基金協会 (以下「協会」という。) であつて都道府県 | 県知事の指定を受けたものに対し、当該協会が生産者補給金交付契 |
| 知事の指定を受けたものに対し、当該協会が生産者補給金交付契約 | 約(協会が肉用子牛の生産者(肉用子牛を譲り受けてその飼養を行 |
| (協会が肉用子牛の生産者 (肉用子牛を譲り受けてその飼養を行う)う者にあつてはその | う者にあつてはその譲受けに係る肉用子牛が政令で定める要件に適 |
| 者にあつてはその譲受けに係る肉用子牛が政令で定める要件に適合 合するものに限り、 | 合するものに限り、法人にあつては政令で定めるものに限る。以下 |
| するものに限り、法人にあつては政令で定めるものに限る。以下同 | 同じ。)に交付する生産者補給金に係る契約であつて、平均売買価 |
| じ。) に交付する生産者補給金に係る契約であつて、平均売買価格 | 格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部 |

要する負担金を肉用子牛の生産者が協会に納付する旨の定めがある が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に する生産者補給金の全部又は一部に充てるため、生産者補給交付金|金を交付することができる。 ものをいう。以下同じ。 充てるための積立金 (以下「生産者積立金」という。)の積立てに) に係る肉用子牛につきその生産者に交付 |付する生産者補給金の全部又は一部に充てるため、 |に要する負担金を肉用子牛の生産者が協会に納付する旨の定めがあ |に充てるための積立金(以下「生産者積立金」という。) の積立て るものをいう。 以下同じ。) に係る肉用子牛につきその生産者に交 生産者補給交付

定協会」という。 政令で定めるところにより、 機構は、予算の範囲内で、)に対し、 その生産者積立金の一部に充てるため 生産者積立助成金を交付することが|ができる。 前項の指定を受けた協会(以下「指 め

を交付することができる。

指定協会」という。 2 政令で定めるところにより、 事業団は、予算の範囲内で、) に対し、その生産者積立金の 生産者積立助成金を交付すること 前項の指定を受けた協会 一部に充てるた (以下「

できる

第十条

(略)

3 (略)

(生産者補給交付金の金額

牛の生産者が飼養しており、 子牛であつて、当該政令で定める期間内に、 平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合にあつては、その合理 したことにつき、当該指定協会が農林水産省令で定めるところによ が政令で定める月齢に達した日以後に販売したこと又はその肉用子|子牛の生産者が飼養しており、 化目標価格)を控除した金額に、 間ごと及び指定協会ごとに、 いての生産者補給交付金の金額は、 (生産者補給交付金の金額 機構が交付する生産者補給金交付契約に係る肉用子牛につ かつ、 保証基準価格から平均売買価格(その 生産者補給金交付契約に係る肉用 第二条の政令で定める月齢に達 第五条第三項の政令で定める期 その肉用子牛の生産者 ついての生産者補給交付金の金額は、 |者が政令で定める月齢に達した日以後に販売したこと又はその肉用 |より確認をしたものの頭数に相当する数を乗じて得た金額とする。 |理化目標価格)を控除した金額に、 の平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合にあつては、 期間ごと及び指定協会ごとに、 達したことにつき、当該指定協会が農林水産省令で定めるところに 用子牛であつて、当該政令で定める期間内に、 第十条 事業団が交付する生産者補給金交付契約に係る肉用子牛に かつ、 保証基準価格から平均売買価格(そ 生産者補給金交付契約に係る肉 第五条第三項の政令で定める 第二条の政令で定める月齢に その肉用子牛の生産 その合

(生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付)

り確認をしたものの頭数に相当する数を乗じて得た金額とする

(生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付)

第十一条 指定協会は、 事業団から生産者補給金交付契約に係る肉

子牛についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、その交付|付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、 として、前条の確認を受けた肉用子牛の生産者に対し、当該肉用子|子牛の頭数に応じて交付しなければならない 第十一条 を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、 指定協会は、 |機構から生産者補給金交付契約に係る肉用|用子牛についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、 生産者補給金|金として、前条の確認を受けた肉用子牛の生産者に対し、 生産者補 当該肉用 その交

牛の頭数に応じて交付しなければならない。

(肉用子牛等対策費の財源

第十三条

肉用子牛等対策費の財源

関税(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六条の二第一項第|二号イ及び口に掲げる関税を除く。)の収入見込額に相当する金額 政府は、毎会計年度、 当該年度の次に掲げる物品に係る

する食肉(当該家畜を含む。 六年法律第百八十三号。 び肉用牛生産の合理化、 を、予算で定めるところにより、 以下「法」という。) 第二条第三項に規定|定する食肉 (当該家畜を含む。 畜産物の価格安定に関する法律 (昭和三十|十六年法律第百八十三号。 以下「法」という。)第二条第三項に規

理化その他畜産の振興に資するための施策(食肉等に係るものに限) の実施に要する経費 (以下「肉用子牛等対策費」という。) 限る。

牛等対策費を超えると認められるときは、 の財源に充てるものとする。 ただし、 その金額が当該年度の肉用子 | 子牛等対策費を超えると認められるときは、 当該超える金額について|ては、この限りでない。

Ιţ この限りでない。

\ = (略)

2

(略

(機構に対する交付金)

第十四条 政府は、 機構に対し、 第三条第一項に規定する業務、 法

第二条第三項に規定する指定食肉(以下「指定食肉」という。)

第十三条 政府は、毎会計年度、 当該年度の次に掲げる物品に係る

次条の規定による交付金の交付及 | び肉用牛生産の合理化、畜産物の価格安定等に関する法律 (昭和 を、予算で定めるところにより、 |関税 (関税法 (昭和二十九年法律第六十一号) 第六条の二第一項第 次条の規定による交付金の交付及

以下「食肉等」という。) の流通の合|合理化その他畜産の振興に資するための施策 (食肉等に係るものに) の実施に要する経費 (以下「肉用子牛等対策費」という。 以下「食肉等」という。)の流通の

) の財源に充てるものとする。 ただし、 その金額が当該年度の肉用 当該超える金額につい

\ =

(略)

(略

2

(事業団に対する交付金)

第十四条 政府は、 事業団に対し、 第三条第一項に規定する業務

に |についての事業団法第二十八条第 法第二条第三項に規定する指定食肉(以下「指定食肉」 項第 一号イ 口及び二の業務 という。

項の規定により第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に 2 含む。 ついての機構法第十条第 あるのは「交付する補助金又は特別措置法第三条第一項第 項及び肉用子牛生産安定等特別措置法 (以下「特別措置法」という|」とあるのは「前二項の規定により行う業務及び肉用子牛生産安定 務を行う場合には、 第十五条の二 食肉等についての同項第二号若しくは第七号の業務 (これらの業務 経費の財源に充てるため、 び第七号の業務 (これらの業務に附帯する業務を含む。) に必要な する業務に係る勘定」と、 条中「勘定」とあるのは あるのは は「業務ごと及び特別措置法第三条第一項に規定する業務について として管理しなければならない。 に附帯する業務を含む。 又は指定食肉についての機構法第十条第 充てるものとして当該業務に係る機構法第十一条の勘定に繰り入れ ۲ (機構法の適用) 第三条第一項」 機構は、 次項において同じ。 機構法第十二条第一項及び第二十二条第二号中「第十条」と 「第十条及び特別措置法第三条第一 前項の規定により交付を受けた交付金を第十六条第 第三条第 ڔ 機構法第十条第二項中「前項」とあるのは「前)に必要な経費の財源に充てるための資金 機構法第十一条中「業務ごとに」とあるの |一項第一号の業務 (これに附帯する業務を|これらの業務に附帯する業務を含む。 交付金を交付するものとする)並びに食肉等についての同項第二号及 機構法第十七条中「交付する補助金」と 勘定又は特別措置法第三条第一項に規定 項の規定により機構が同項に規定する業 項第一号の業務若しくは 項 Ļ 機構法第十四 一号の業 には、 |びに法第二条第三項に規定する食肉についての事業団法第二十八条 7 する業務」と、 |三号及び第六号の業務 (これらの業務に附帯する業務を含む。 法第三十七条第一項中「 は特別措置法第三条第一 のは「業務ごと及び特別措置法第三条第一項に規定する業務につい 等特別措置法 第十五条の二 (食肉(当該家畜を含む。 付するものとする 第三項第一号の業務に必要な経費の財源に充てるため、 (事業団法の適用) Ļ 事業団法第二十八条第三項中「前 事業団法第三十六条第四項中 (以下「特別措置法」という。 事業団法第三十一条第一項中「業務ごとに」とある この法律の規定により事業団の業務が行われる場合 以下同じ。 項に規定する業務に係る勘定」)に係るものを除く。)」とあるのは「 勘定」 一項の規定により行う業務 食肉等についての同項第 とあるのは 第三条第一項に規定 ر ح 以下同じ。 交付金を交 事業団法 事業団 勘定又) 並

第三十八条第一項中「交付金を第二十八条第一項第三号の業務」と 含む。 特別措置法第三条第一項に規定する業務若しくは食肉(当該家畜を 付金に係る資金にあっては特別措置法第十六条第一項の規定により は「場合に限り、 畜を含む。 係る資金にあっては第二十八条第一項第三号の業務(食肉(当該家 業務」とあるのは「前条第一項の規定により交付を受けた交付金に 金の運用によって」と、同条第二項中「第二十八条第一項第三号の とあるのは「前条第一項の規定により交付を受けた交付金に係る資 るための資金として、 食肉についての同条第三項第一号の業務に必要な経費の財源に充て 業務(これに附帯する業務を含む。 若しくは二の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。 源に充てるものとしてこれらの業務に係る第三十一 別措置法第三条第一項に規定する業務若しくは食肉(当該家畜を含 受けた交付金にあっては特別措置法第十六条第一項の規定により特 とあるのは「資金として、 いて同じ。 あるのは「交付金にあっては第二十八条第一項第三号の業務(食肉 に繰り入れ又は指定食肉についての第二十八条第一 (当該家畜を含む。)についての第二十八条第一項第三号の業務に必要な経費の財)についての第二十八条第一項第三号の業務に必要な経費の)に係るものを除く。 食肉 (当該家畜を含む。 特別措置法第十四条の規定により交付を受けた交)に係るものを除く。 それぞれ」と、 特別措置法第十四条の規定により交付を ر ج 次項において同じ。 「当該資金の運用によって」)についての同項第六号の 「場合に限り」とあるの Ļ 項第一 条第一項の勘定 資金として」) 若しくは 号イ、 次項にお П

第十六条 項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるため、第十四条第|要な経費の財源に充てるため、 機構は、

(区分経理の特例

助金又は特別措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産 三条第一項」とする。 あるのは「第二十九条第一項若しくは特別措置法第四条第一項」と 格調整に関する法律又は特別措置法」と、 項中「又は砂糖の価格調整に関する法律」とあるのは「、 格調整に関する法律又は特別措置法」と、 項中「又は砂糖の価格調整に関する法律」 給交付金若しくは生産者積立助成金」と、事業団法第四十五条第一 助成金」と、 者補給交付金若しくは同項第二号の業務として交付する生産者積立 な経費に充てる場合に限り、それぞれ」と、 定に繰り入れ又は指定食肉についての第二十八条第一項第一号イ、 財源に充てるものとしてこれらの業務に係る第三十一条第一項の勘 六号の業務若しくは食肉についての同条第三項第一号の業務に必要 口若しくは二の業務、 「業務として交付する補助金」とあるのは「業務として交付する補 とあるのは「第二十八条第一項から第三項まで又は特別措置法第 事業団法第五十三条第六号中「第二十八条第一項から第三項まで 「当該補助金」とあるのは「当該補助金又は生産者補 食肉(当該家畜を含む。 事業団法第四十六条第一 とあるのは「、 「第二十九条第一項」 事業団法第四十三条中 についての同項第 砂糖の価 砂糖の価

(区分経理の特例)

|機構法第十一条の規定にかかわらず、第三条第|二十八条第一項第三号の業務 (これに附帯する業務を含む。 第十六条 第三条第一項に規定する業務又は食肉等についての事業団法第 事業団は、 事業団法第三十一条第一項の規定にかかわら 前条の規定により読み替えられる事 に必

| | 2 (略) |
|---|--|
| | 避した者は、二十万円以下の罰金に処する。 |
| 2 (略) | の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌 |
| た者は、二十万円以下の罰金に処する。 | 第十九条 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽 |
| 告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し | 第六章 罰則 |
| 第十九条 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報 | |
| 第六章 罰則 | |
| ることができる。 | 機構法第十一条の勘定に繰り入れることができる。 |
| め、これらの業務に係る事業団法第三十一条一項の勘定に繰り入れ | を含む。) に必要な経費の財源に充てるため、これらの業務に係る |
| 、らの業務に附帯する業務を含む。) に必要な経費の財源に充てるた | 第一項第一号から第五号までの業務 (これらの業務に附帯する業務 らの業務に附帯する |
| 乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)第三条 法律第百十二号)第三条第一項第一号から第五号までの業務(これ | 乳生産者補給金等暫定措置法 (昭和四十年法律第百十二号)第三条 |
| | 込額の全部又は一部を、第三条第一項に規定する業務又は加工原料 を含む。) 又は加工 |
| 務 事業団法第二十八条第一項第三号の業務 (これに附帯する業務 | 若しくは使用に伴い生ずる前事業年度の機構の収入の額又はその見 務 |
| の額又はその見込額の全部又は一部を、第三条第一項に規定する業 | 2 機構は、機構法第十一条の規定にかかわらず、調整資金の運用 |
| 整資金の運用若しくは使用に伴い生ずる前事業年度の事業団の収入 | |
| 2 事業団は、事業団法第三十一条第一項の規定にかかわらず、調 | |
| できる。 | |
| の業務に係る事業団法第三十一条第一項の勘定に繰り入れることが | |
| けた交付金に係る資金(以下「調整資金」という。)から、これら | に係る機構法第十一条の勘定に繰り入れることができる。 |
| 当該業務 業団法第三十八条第一項に規定する第十四条の規定により交付を受 | 二項に規定する資金(以下「調整資金」という。)から、当該業務 |

| 改正案 | 現 |
|---|---|
| (生活関連物資の減税又は免税) | (生活関連物資の減税又は免税) |
| 第十二条 (略) | 第十二条 (略) |
| 2 前項の規定は、輸入される豚肉について準用する。この場合に 2 | 2 前項の規定は、輸入される豚肉について準用する。この場合に |
| おいて、同項第一号中「高価であるとき」とあるのは、「高価であ | おいて、同項第一号中「高価であるとき」とあるのは、「高価であ |
| り、かつ、政令で定める規格の豚肉の国内卸売価格が畜産物の価格 | り、かつ、政令で定める規格の豚肉の国内卸売価格が畜産物の価格 |
| 安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)第三条第一項 | 安定等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)第三条第一 |
| の規定により当該豚肉について定められている同項第三号の安定上 | の規定により当該豚肉について定められている同項第三号の安定上 $ $ 項の規定により当該豚肉について定められている同項第三号の安定 |
| 位価格をこえて騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められると 上位価格をこえて騰貴 | 上位価格をこえて騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる |
| き」と読み替えるものとする。 | とき」と読み替えるものとする。 |
| 3 (略) | 3 (略) |
| | |

| 改正案 | 現 |
|---|--|
| (権限) | (権限) |
| 第四十条 (略) | 第四十条 (略) |
| 2 (略) | 2 (略) |
| 3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法(昭和二 3 | 3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法 (昭和二 |
| 十四年法律第百九十五号)、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第 十四年法律第百九十五号)、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第 | 十四年法律第百九十五号)、家畜改良増殖法 (昭和二十五年法律第 |
| 二百九号)、飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号) 二百九号)、飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号) | 二百九号)、飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号) |
| 、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百 | 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 (昭和二十九年法律第百 、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 (昭和二十九年法律第百 |
| 八十二号)、果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号 八十二号)、果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号 | 八十二号)、果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号 |
|)、畜産物の価格安定に関する法律 (昭和三十六年法律第百八十三 | 畜産物の価格安定に関する法律 (昭和三十六年法律第百八十三)、 畜産物の価格安定等に関する法律 (昭和三十六年法律第百八十 |
| 号)、砂糖の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第百九号)、 | 三号)、砂糖の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第百九号) |
| 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二 | 、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二 |
|)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八 号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十 | 号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十 |
| 号)、卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)、肉用子牛生産 | 八号)、卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)、肉用子牛生 |
| 安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)、食品流通構造 | 産安定等特別措置法 (昭和六十三年法律第九十八号)、 食品流通構 |
| 改善促進法 (平成三年法律第五十九号) 、主要食糧の需給及び価格 | 造改善促進法 (平成三年法律第五十九号)、主要食糧の需給及び価 |
| の安定に関する法律 (平成六年法律第百十三号)及び食品循環資源 | 格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)及び食品循環資 |
| の再生利用等の促進に関する法律 (平成十二年法律第百十六号)の | 源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号) |
| 規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 | の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 |
| | |

| 身障害者福祉協会、国際協力事業団、新エネルギー・産業技術総合 | 際協力事業団、新エネルギー・産業技術総合開発機構若しくは運輸 |
|------------------------------------|--|
| 金融公庫、国民生活センター、日本学術振興会、放送大学学園、心 | ンター、日本学術振興会、放送大学学園、心身障害者福祉協会、国 |
| 一業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発 | 金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国民生活セ業金融公庫、 |
| 合事業団、環境事業団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁 | 、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業 |
| 能力開発機構、金属鉱業事業団、農畜産業振興事業団、中小企業総 | 能力開発機構、金属鉱業事業団、中小企業総合事業団、環境事業団 |
| 燃料サイクル開発機構、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、雇用・ | 燃料サイクル開発機構、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、雇用・ |
| 、 新東京国際空港公団、年金資金運用基金、日本原子力研究所、核 | 、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、日本原子力研究所、核、新東京国際空港公団、 |
| 公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本鉄道建設公団 | 公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本鉄道建設公団 |
| 1 地域振興整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路 | 地域振興整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路 |
|)又は日本郵政公社、都市基盤整備公団、緑資源公団、石油公団、 |)又は日本郵政公社、都市基盤整備公団、緑資源公団、石油公団、 |
| ことが適当であるものとして政令で定めるものに限る。 以下同じ。 | ことが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。 |
| 法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用する | 法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用する |
| 当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政 | 当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政 当該独立行政法人に対す |
| 一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて | 一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて 一年法律第百三号)第 |
| - 含む。以下同じ。)、独立行政法人 (独立行政法人通則法 (平成十 | 含む。以下同じ。)、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十 含む。 |
| 一法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条に規定する下級裁判所を | 法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条に規定する下級裁判所を |
| 2 地方公共団体は、当分の間、国 (国の地方行政機関及び裁判所 | 2 地方公共団体は、当分の間、国 (国の地方行政機関及び裁判所 |
| 第二十四条 (略) | 第二十四条 (略) |
| (退職手当の財源に充てるための地方債等) | (退職手当の財源に充てるための地方債等) |
| 現 | 改正案 |
| | |

ιį れる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公社等と当該|やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政 総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでな|附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものにつ 地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ|法人又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄 てはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法|」という。)を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその れに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。)を支出し|れらに類するもの (これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等 又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの (こ|に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他こ 施設整備事業団(以下「公社等」という。)に対し、寄附金、法律|開発機構若しくは運輸施設整備事業団(以下「公社等」という。) 人又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認めら|施設を国、独立行政法人又は公社等に移管しようとする場合その他 いては、この限りでない。

- 54 -

| 量 | 量 |
|--|--|
| 2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれ 第七条の三 (略) | 2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれ 第七条の三 (略) |
| かに該当する場合には、適用しない。 | かに該当する場合には、適用しない。 |
| 一 (略) | 一 (略) |
| 二 関税定率法別表第〇四〇二・一〇号の一及び二の()、第〇四〇 二 関税定率法別表第 | 関税定率法別表第〇四〇二・一〇号の一及び二の()、第〇四〇 |
| 二・二 号の一及び二の()、第〇四〇二・二九号並びに第〇四〇二 二・二 号の一及び二 | 二・二一号の一及び二の①、第〇四〇二・二九号並びに第〇四〇二 |
| ・九九号の一の①及び二に掲げるミルク及びクリーム、同表第〇四 | ・九九号の一の ○及び二に掲げるミルク及びクリーム、同表第○四 |
| 〇三・九〇号の一に掲げる凝固したミルク及びクリーム等、同表第 | ○三・九○号の一に掲げる凝固したミルク及びクリーム等、同表第┃○三・九○号の一に掲げる凝固したミルク及びクリーム等、同表第┃ |
| 〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ並びに同表第 | 〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ並びに同表第 〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ並びに同表第 |
| 〇四〇五・一〇号、第〇四〇五・二〇号及び第〇四〇五・九〇号に | 〇四〇五・一〇号、第〇四〇五・二〇号及び第〇四〇五・九〇号に |
| 掲げるミルクから得たバター その他の油脂及びデイリースプレッド | 掲げるミルクから得たバター その他の油脂及びデイリー スプレッド |
| のうち、独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金 | 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金 のうち、農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置 |
| 等暫定措置法 (昭和四十年法律第百十二号)第十三条第一項に規定 | 法(昭和四十年法律第百十二号)第十三条第一項に規定する数量の |
| する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水 | 範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承 |
| 産大臣の承認を受けて輸入するもの | 認を受けて輸入するもの |
| 三及び三の二(略) | 三及び三の二 (略) |
| 関税定率法別表第五○○二・○○号の二に掲げる生糸のうち、 | 関税定率法別表第五○○二・○○号の二に掲げる生糸のうち、 |
| 独立行政法人農畜産業振興機構が生糸の輸入に係る調整等に関する | 農畜産業振興事業団が生糸の輸入に係る調整等に関する法律 (昭和 |

| | (2) (略) | | | (2) (略) | |
|------------------|--------------------------------|------------|--------|---|-----------|
| | 入するもの | | | を受けて輸入するもの | |
| | する農林水産大臣の承認を受けて輸 | | | 二項に規定する農林水産大臣の承認 | |
| | 輸入するもの及び同条第二項に規定 | | | の範囲内で輸入するもの及び同条第 | |
| | 条第一項に規定する数量の範囲内で | | | 置法第一三条第一項に規定する数量 | |
| | 乳生産者補給金等暫定措置法第一三 | | | が加工原料乳生産者補給金等暫定措 | |
| | (1) 農畜産業振興事業団が加工原料 | | | (1) 独立行政法人農畜産業振興機構 | |
| | 一 砂糖を加えたもの | | | 一 砂糖を加えたもの | |
| | のに限る。) | | | のに限る。) | |
| | 脂肪分が全重量の一・五%以下のも | | | 脂肪分が全重量の一・五%以下のも | |
| | 粉状、粒状その他の固形状のもの (| 0回011・10 | | 〇 粉状、粒状その他の固形状のもの(| 0回011・10 |
| | | 〇四・〇二 | | | O凹·OII |
| | f | 番号 | | Fi 4 | 番号 |
| 兑 函 | nn Ni | 関税定率法別表の | 兑 室 | 70 | 関税定率法別表の |
| | 三、第八条の六、第八条の七関係) | 条の二、第八条の三、 | | 条の二、第八条の三、第八条の六、第八条の七関係) | 条の二、第八条 |
| 第八 | 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八 | 別表第一 暫定関税 | 第八 | 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、 | 別表第一 暫定関係 |
| | | 3~7 (略) | | | 3~7 (略) |
| | | 五及び六(略) | | | 五及び六(略) |
| | 大臣の認定を受けて輸入するもの | に規定する農林水産大 | もの | 法第十一条に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの | 法第十一条に規定 |
| 用 十 一 条 | 受けて輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第十一条 | | | 臣の承認を受けて輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同 | 臣の承認を受けて |
| の承認を | 十号)第二条に規定する農林水産大臣の | 二十六年法律第三百 | 林水産大 | 法律(昭和二十六年法律第三百十号)第二条に規定する農林水産大 二十六年法律第三百十号)第二条に規定する農林水産大臣の承認を | 法律(昭和二十六 |

| (二) その他のもののうち | | (二) その他のもののうちけて輸入するもの | |
|--------------------|----------------|-----------------------|--------|
| 農林水産大臣の承認を受けて輸入す | | に規定する農林水産大臣の承認を受 | |
| するもの及び同条第二項に規定する | | 囲内で輸入するもの及び同条第二項 | |
| 一項に規定する数量の範囲内で輸入 | | 第一三条第一項に規定する数量の範 | |
| 産者補給金等暫定措置法第一三条第 | | 工原料乳生産者補給金等暫定措置法 | |
| 農畜産業振興事業団が加工原料乳生 | | 独立行政法人農畜産業振興機構が加 | |
| 〇四〇二・二一 もののうち | O _阿 | もののうち | 0回0二・二 |
| 一 脂肪分が全重量の三〇%以下の | | (一) 脂肪分が全重量の三〇%以下の | |
| もの | 五 % | もの | |
| 一 脂肪分が全重量の五%を超える | | 脂肪分が全重量の五%を超える | |
| Ø | | Ø | |
| 砂糖その他の甘味料を加えてないも | | 砂糖その他の甘味料を加えてないも | |
| (2) (略) | | (2) (略) | |
| 入するもの | | を受けて輸入するもの | |
| する農林水産大臣の承認を受けて輸 | | 二項に規定する農林水産大臣の承認 | |
| 輸入するもの及び同条第二項に規定 | | の範囲内で輸入するもの及び同条第 | |
| 条第一項に規定する数量の範囲内で | | 置法第一三条第一項に規定する数量 | |
| 乳生産者補給金等暫定措置法第一三 | | が加工原料乳生産者補給金等暫定措 | |
| (1) 農畜産業振興事業団が加工原料 | | (1) 独立行政法人農畜産業振興機構 | |
| (二) その他のもの | | (二) その他のもの | |
| (一) (略) | | (-) (略) | |
| 二 その他のもの | 五 % | 一 こ その他のもの | |

| | 工原料乳生産者補給金等暫定措置法 |
|-------------|--------------------|
| | 独立行政法人農畜産業振興機構が加 |
| | もののうち |
| | 一 脂肪分が全重量の三〇%以下の |
| ≡ 0 % | もの |
| | 脂肪分が全重量の五%を超える |
| | その他のもの |
| | (2) (略) |
| | を受けて輸入するもの |
| | 二項に規定する農林水産大臣の承認 |
| | の範囲内で輸入するもの及び同条第 |
| | 置法第一三条第一項に規定する数量 |
| | が加工原料乳生産者補給金等暫定措 |
| | (1) 独立行政法人農畜産業振興機構 |
| | (二) その他のもの |
| ≡ 0 % | (-) (略) |
| | 二 その他のもの |
| | けて輸入するもの |
| | に規定する農林水産大臣の承認を受 |
| | 囲内で輸入するもの及び同条第二項 |
| | 第一三条第一項に規定する数量の範 |
| | 工原料乳生産者補給金等暫定措置法 |
| | 独立行政法人農畜産業振興機構が加 |

| (こ) も の | | | (2) | を | | 0 | 置 | が | (1) | | 〇四〇二・二九 け | ıc | 囲 | 第 | I | 独 | (=) | け | Ic | 囲 | |
|----------------|------------------|--------|---------|------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|----------|-----------|------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|----------|------------------|------------------|------------------|
|) その他のもののうち | 脂肪分が全重量の八%を超える | その他のもの | (略) | を受けて輸入するもの | 項に規定する農林水産大臣の承認 | の範囲内で輸入するもの及び同条第 | 置法第一三条第一項に規定する数量 | が加工原料乳生産者補給金等暫定措 | ` 独立行政法人農畜産業振興機構 | その他のもの | けて輸入するもの | に規定する農林水産大臣の承認を受 | 囲内で輸入するもの及び同条第二項 | 第一三条第一項に規定する数量の範 | 工原料乳生産者補給金等暫定措置法 | 独立行政法人農畜産業振興機構が加 | 、その他のもののうち | けて輸入するもの | に規定する農林水産大臣の承認を受 | 囲内で輸入するもの及び同条第二項 | 第一三条第一項に規定する数量の範 |
| | | | | | | | | | | | | | <u>一</u> 五 % | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 〇 四 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 〇四〇二・二九 | | | | | | | | | | |
| (二) その他のもののうち | ー 脂肪分が全重量の八%を超える | その他のもの | (2) (略) | 入するもの | する農林水産大臣の承認を受けて輸 | 輸入するもの及び同条第二項に規定 | 条第一項に規定する数量の範囲内で | 乳生産者補給金等暫定措置法第一三 | (1) 農畜産業振興事業団が加工原料 | 二 その他のもの | 〇二・二九 るもの | 農林水産大臣の承認を受けて輸入す | するもの及び同条第二項に規定する | 一項に規定する数量の範囲内で輸入 | 産者補給金等暫定措置法第一三条第 | 農畜産業振興事業団が加工原料乳生 | (二) その他のもののうち | るもの | 農林水産大臣の承認を受けて輸入す | するもの及び同条第二項に規定する | 一項に規定する数量の範囲内で輸入 |

| 五 % | 固形状の物品のうち |
|-------------|--------------------|
| | (1) バターミルクパウダーその他の |
| | のもの |
| | (一) 脂肪分が全重量の一・五%以下 |
| | 実若しくはナットを加えたもの |
| | は砂糖その他の甘味料、香味料、果 |
| | 処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又 |
| | 一 滅菌し、冷凍し、保存に適する |
| | その他のもの |
| (| |
| ≡ ○ % | けて輸入するもの |
| | に規定する農林水産大臣の承認を受 |
| | 囲内で輸入するもの及び同条第二項 |
| | 第一三条第一項に規定する数量の範 |
| | 工原料乳生産者補給金等暫定措置法 |
| | 独立行政法人農畜産業振興機構が加 |
| | 二 その他のもののうち |
| | けて輸入するもの |
| | に規定する農林水産大臣の承認を受 |
| | 囲内で輸入するもの及び同条第二項 |
| | 第一三条第一項に規定する数量の範 |
| ≡ % | 工原料乳生産者補給金等暫定措置法 |
| | 独立行政法人農畜産業振興機構が加 |

| | (三) 脂肪分が全重量の二六%を超え | | (三) 脂肪分が全重量の二六%を超え |
|---------|--------------------------|--------|--------------------------|
| | (2) (略) | | (2) (略) |
| | その他のもの | | その他のもの |
| | 砂糖を加えたもの | | 砂糖を加えたもの |
| | るもの | | けて輸入するもの |
| | 農林水産大臣の承認を受けて輸入す | | に規定する農林水産大臣の承認を受 |
| | するもの及び同条第二項に規定する | | 囲内で輸入するもの及び同条第二項 |
| | 一項に規定する数量の範囲内で輸入 | | 第一三条第一項に規定する数量の範 |
| ≡ 0% | 産者補給金等暫定措置法第一三条第 | = % | 工原料乳生産者補給金等暫定措置法 |
| | 農畜産業振興事業団が加工原料乳生 | | 独立行政法人農畜産業振興機構が加 |
| | 固形状の物品のうち | | 固形状の物品のうち |
| | (1) バターミルクパウダーその他の | | (1) バターミルクパウダーその他の |
| | え二六%以下のもの | | え二六%以下のもの |
| | こ 脂肪分が全重量の一・五%を超 | | (二) 脂肪分が全重量の一・五%を超 |
| | (2) (略) | | (2) (略) |
| | その他のもの | | その他のもの |
| | 砂糖を加えたもの | | 砂糖を加えたもの |
| | るもの | | けて輸入するもの |
| | 農林水産大臣の承認を受けて輸入す | | に規定する農林水産大臣の承認を受 |
| | するもの及び同条第二項に規定する | | 囲内で輸入するもの及び同条第二項 |
| | 一項に規定する数量の範囲内で輸入 | | 第一三条第一項に規定する数量の範 |
| | 〇四〇二・九九 産者補給金等暫定措置法第一三条第 | | 〇四〇二・九九 工原料乳生産者補給金等暫定措置法 |
| | 農畜産業振興事業団が加工原料乳生 | | 独立行政法人農畜産業振興機構が加 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | 〇四〇三・九〇 | 0四・0三 | | |
|---------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|----------|------------------|------------------|--------------------|---------|--------|----------|----------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------|-----------------|------------------------|-----|
| (1) 独立行政法人農畜産業振興機構の | (一) 脂肪分が全重量の五%以下のも | は砂糖その他の甘味料を加えたもの | 処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又 | 滅菌し、冷凍し、保存に適する | かを問わない。) | その他の甘味料を加えてあるかない | は乾燥をしてあるかないか又は砂糖 | ホエイ及び調製ホエイ (濃縮若しく | (2) (略) | その他のもの | 砂糖を加えたもの | けて輸入するもの | に規定する農林水産大臣の承認を受 | 囲内で輸入するもの及び同条第二項 | 第一三条第一項に規定する数量の範 | 工原料乳生産者補給金等暫定措置法 | 独立行政法人農畜産業振興機構が加 | 固形状の物品のうち | (1) バターミルクパウダーその他の | るもの |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ≡ 0 % | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 〇四〇三・九〇 | O四·O三 | | |
| (1) 農畜産業振興事業団が加工原料の | (一) 脂肪分が全重量の五%以下のも | は砂糖その他の甘味料を加えたもの | 処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又 | 一 滅菌し、冷凍し、保存に適する | かを問わない。) | その他の甘味料を加えてあるかない | は乾燥をしてあるかないか又は砂糖 | ホエイ及び調製ホエイ(濃縮若しく | (2) (略) | その他のもの | 砂糖を加えたもの | るもの | 農林水産大臣の承認を受けて輸入す | するもの及び同条第二項に規定する | 一項に規定する数量の範囲内で輸入 | 産者補給金等暫定措置法第一三条第 | 〇四〇三・九〇 農畜産業振興事業団が加工原料乳生 | 〇四・〇三 固形状の物品のうち | (1) バターミルクパウダーその他の 三〇% | |

| (1) 農畜産業振興事業団が加工原料 | | バター | (2) (略) | その他のもの | 砂糖を加えたもの | 入するもの | する農林水産大臣の承認を受けて輸 | 輸入するもの及び同条第二項に規定 | 条第一項に規定する数量の範囲内で | 乳生産者補給金等暫定措置法第一三 | (1) 農畜産業振興事業団が加工原料 | (二) その他のもの | (2) (略) | その他のもの | 砂糖を加えたもの | 入するもの | する農林水産大臣の承認を受けて輸 | 輸入するもの及び同条第二項に規定 | 条第一項に規定する数量の範囲内で | 乳生産者補給金等暫定措置法第一三 |
|--------------------|-----|-----|---------|--------|----------|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|------------|---------|--------|----------|-------|------------------|--------------------|------------------|------------------|
| # 9/ | 五 五 | | | | | | | | | | | | | | | | | <u>二</u> 五 % | 三 五 % | |

| | その他のもの | | | 一 脂肪分が全重量の八五%以下の | |
|-----|--------------------|-----------|--------------------|-------------------------|-----------|
| | | | | その他のもの | |
| | るもの | | | けて輸入するもの | |
| | 農林水産大臣の承認を受けて輸入す | 〇回〇回· I 〇 | | [・一○ に規定する農林水産大臣の承認を受 | 〇回〇回· I 〇 |
| | するもの及び同条第二項に規定する | | | 囲内で輸入するもの及び同条第二項 | 0四・0四 |
| | 一項に規定する数量の範囲内で輸入 | | | 第一三条第一項に規定する数量の範 | |
| 五 | 産者補給金等暫定措置法第一三条第 | | <u>二</u> 五 % | 工原料乳生産者補給金等暫定措置法 | |
| 五 % | 農畜産業振興事業団が加工原料乳生 | | 三 五 % | 独立行政法人農畜産業振興機構が加 | |
| | デイリー スプレッドのうち | | | デイリー スプレッドのうち | |
| | (2) (略) | | | (2) (略) | |
| | 入するもの | | | を受けて輸入するもの | |
| | する農林水産大臣の承認を受けて輸 | | | 二項に規定する農林水産大臣の承認 | |
| | 輸入するもの及び同条第二項に規定 | | | の範囲内で輸入するもの及び同条第 | |
| | 条第一項に規定する数量の範囲内で | | | 置法第一三条第一項に規定する数量 | |
| | 乳生産者補給金等暫定措置法第一三 | | | が加工原料乳生産者補給金等暫定措 | |
| | (1) 農畜産業振興事業団が加工原料 | | | (1) 独立行政法人農畜産業振興機構 | |
| | 二 その他のもの | | | 二 その他のもの | |
| | (2) (略) | | | (2) (略) | |
| | 入するもの | | | を受けて輸入するもの | |
| | する農林水産大臣の承認を受けて輸 | | | 二項に規定する農林水産大臣の承認 | |
| | 輸入するもの及び同条第二項に規定 | | | の範囲内で輸入するもの及び同条第 | |
| | 条第一項に規定する数量の範囲内で | | | 置法第一三条第一項に規定する数量 | |
| | 乳生産者補給金等暫定措置法第一三 | | | が加工原料乳生産者補給金等暫定措 | |

もののうち

もののうち

脂肪分が全重量の八五%以下の

農畜産業振興事業団が加工原料乳生

産者補給金等暫定措置法第一三条第

項に規定する数量の範囲内で輸入

囲内で輸入するもの及び同条第二項 独立行政法人農畜産業振興機構が加 けて輸入するもの に規定する農林水産大臣の承認を受 第一三条第一項に規定する数量の範 工原料乳生産者補給金等暫定措置法

二 その他のもの

を受けて輸入するもの 置法第一三条第一項に規定する数量 が加工原料乳生産者補給金等暫定措 二項に規定する農林水産大臣の承認 の範囲内で輸入するもの及び同条第 (1) 独立行政法人農畜産業振興機構

(2) (略)

生糸(よつてないものに限る。

二 その他のもののうち

五% 三五%

二 その他のもの

るもの

農林水産大臣の承認を受けて輸入す

するもの及び同条第二項に規定する

条第一項に規定する数量の範囲内で 乳生産者補給金等暫定措置法第一三 (1) 農畜産業振興事業団が加工原料

輸入するもの及び同条第二項に規定

する農林水産大臣の承認を受けて輸

(2) (略)

入するもの

生糸 (よつてないものに限る。

二 その他のもののうち

係る調整等に関する法律第二条に規 農畜産業振興事業団が生糸の輸入に

輸入するもの及び絹業を営む者又は

定する農林水産大臣の承認を受けて

営む者又はその団体が同法第一一条

認を受けて輸入するもの及び絹業を

第二条に規定する農林水産大臣の承

糸の輸入に係る調整等に関する法律

独立行政法人農畜産業振興機構が生

五%

三五%

| 三 五 % | | | 三 五 % ================================== | | |
|-------------|---|--------------------------|---|--------------------------|------------------|
| 二 <u></u> | | 〇四 〇四 〇五 〇 石 | 二 三 五 五 % % | | 〇四·〇五 〇四〇五·一〇 |
| | るもの 農林水産大臣の認定を受けて輸入す その団体が同法第一一条に規定する | | | けて輸入するものに規定する農林水産大臣の認定を受 | |

| 〇四〇五・九〇 | 〇四〇五・二〇 | |
|--------------------------------|------------------------------------|--|
| | | |
| | | |
| | | |
| 三 五 % | 三 五 % | |
| 三五 % 〇四 〇五 ·九 〇 | 三 五 % 〇四 〇五 ·二 〇 | |
| | | |
| | | |

三 五 %

三 五 %

| 五 五 〇 〇 二 〇 〇 | 五分 |
|---------------------------------|----|
| 五〇・〇二・〇〇 | |
| 五〇〇 | |

| 農林中央 | 7, 7 | 八及び九 | | | | | | 即 | | | | 七 | - 六 | 項 名 | 別表第四 | |
|--|------------|------|-----------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------|-------------------|---------------------------|---------------------------|------------------------|--------|--------|---------------------|----|
| □■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ | (H) | (略) | するもの以外のもの | 法第一一条に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入 | 受けて輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同 | 等に関する法律第二条に規定する農林水産大臣の承認を | 独立行政法人農畜産業振興機構が生糸の輸入に係る調整 | 関税率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち | 量の範囲内で輸入するもの以外のもの | 二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数 | 第八条の六第三項において準用する関税定率法第九条の | 関税率表第五〇〇一・〇〇号に掲げる物品のうち | (略) | 品皿 | 特恵関税例外品目表(第八条の二関係) | |
| 第二十三条関に | | | | 受けて輸入 | の団体が同 | 八臣の承認を | 八に係る調整 | のうち | | の受けた数 | 法第九条の | 75 | | | | 無税 |
| 新 | 7, 7, 7, 7 | 八及び九 | | | | | | | | | | t | - 六 | 項 名 | 別 表 第 四 | |
| | | | 外 | Į <u>.</u> | す | 法 | 農 | 関 税 | 量 | _ | 第 | 関税 | (; | | | |
| | | 略) | 外のもの | 規定する | るものな | 律第二 | 畜産業に | 率表第二 | の範囲も | 第一項(| 八条の立 | 率表第二 | (略) | | 恵関税 | |
| | # \ | 略) | のもの | に規定する農林水産大臣の認定 | るもの及び絹業を営む者又は | 律第二条に規定する農林水産 | 畜産業振興事業団が生糸の鈴 | 率表第五〇〇二・〇〇号の二 | の範囲内で輸入するもの以外 | 第一項の規定により割当てた | 八条の六第三項において準円 | 率表第五〇〇一・〇〇号に見 | 略) | 品 | ?恵関税例外品目表 (第八条 6 | |
| (傍線の部分は改正部分) | H / | 略) | のもの | 規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの以 | するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第一一条 | 法律第二条に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入 | 農畜産業振興事業団が生糸の輸入に係る調整等に関する | 関税率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち | 量の範囲内で輸入するもの以外のもの | 二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数 | 第八条の六第三項において準用する関税定率法第九条の | 関税率表第五〇〇一・〇〇号に掲げる物品のうち | 略) | 田田田 | 特恵関税例外品目表 (第八条の二関係) | |

| 農業共済組合、農業共済組合連合会、漁船保険組合、農林漁業信用農業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合、森林組合連合会、農業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合、農業協同組合、農業協同組合、農業協同組合、農業協同組合、農業協同組合、農業協同組合、農業協同組合、農業協同組合、農業協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、農業協同組合・農業協同組合・農業協同組合・農業協同組合・農業協同組合・農業協同組合・農業協同組合・農業協同組合・農業協同組合・農業協同組合・農業協同組合・農業協同組合・農業協同組合・農業協同組合・農業協同組合・農業協同組合・農業協同組合・産業協同の資・産業協同組合・産業協同組合・産業協同組合・産業協同・産業協同組合・産業協同組合・産業協同組合・産業協同組合・産業協同・産業協同・産業協同・産業協同・産業協同・産業協同・産業協同・産業協同 | 農業共済組合・農業共済組合連合会、漁船保険組合、農林漁業信用周台、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、第八条、農林中央金庫の会員の資格を有する者は、農業協同組合、(会員の資格)現 |
|--|---|
| 水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、 | 組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、 |
| 農業共済組合連合会、漁船保険組合、農林漁業信用 | 業共済組合、農業共済組合連合会、漁船保険組合、農林漁業信用 |
| 基金、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、漁業共済組合、漁業 基4 | 基金、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、漁業共済組合、漁業 |
| 共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び蚕糸業、林業又 共 | 林業又 共済組合連合会、野菜供給安定基金、土地改良区、土地改良区連合 |
| は塩業に関する中小企業等協同組合であって定款で定めるものとす 及び蚕糸業、 | び蚕糸業、林業又は塩業に関する中小企業等協同組合であって定 |
| る。 款 | 款で定めるものとする。 |

別表第一 (第二条関係 緑資源公団 農林漁業金融公庫 農水産業協同組合貯金保険機構 (略) (略) 名 改 称 正 農水産業協同組合貯金保険法 (律第八十五号) 緑資源公団法 (昭和三十一年法 七年法律第三百五十五号) 農林漁業金融公庫法(昭和二十 昭和四十八年法律第五十三号) (略) (略) 根 案 拠 法 別表第一 (第二条関係) 緑資源公団 農林漁業金融公庫 農畜産業振興事業団 農水産業協同組合貯金保険機構 (略) (略) 名 現 称 農水産業協同組合貯金保険法 律第八十五号) 緑資源公団法 (昭和三十一年法 七年法律第三百五十五号) 農林漁業金融公庫法(昭和二十 年法律第五十三号) 昭和四十八年法律第五十三号) 農畜産業振興事業団法 (略) (略) 根 行 拠 (平成八 法

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)(附則第二十四条関係) (傍線の部分は改正部分)

| | (略) | 預金保険機構 |
|-----|--------|-----------|
| | (略) | 第三十四号) |
| (略) | 預金保険機構 | 野菜供給安定基金 |
| (略) | 第三十四号) | 一年法律第百三号) |

別表 (第二条関係) 緑資源公団 農林漁業金融公庫 農水産業協同組合貯金保険機構 (略) (略) 名 改 称 正 農水産業協同組合貯金保険法 (律第八十五号) 緑資源公団法 (昭和三十一年法 七年法律第三百五十五号) 農林漁業金融公庫法(昭和二十 昭和四十八年法律第五十三号) (略) (略) 根 案 拠 法 別表 (第二条関係) 緑資源公団 農林漁業金融公庫 農畜産業振興事業団 農水産業協同組合貯金保険機構 (略) (略) 名 現 称 農水産業協同組合貯金保険法 律第八十五号) 緑資源公団法 (昭和三十一年法 七年法律第三百五十五号) 農林漁業金融公庫法(昭和二十 年法律第五十三号) 昭和四十八年法律第五十三号) 農畜産業振興事業団法 (略) (略) 根 行 拠 (平成八 法

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成十四年法律第 号) (附則第二十五条関係) (傍線の部分は改正部分)

| | (略) | 預金保険機構 |
|-----|--------|-----------|
| | (略) | 第三十四号) |
| (略) | 預金保険機構 | 野菜供給安定基金 |
| (略) | 第三十四号) | 一年法律第百三号) |